

定期調査報告書
(第一面)

建築基準法第12条第1項の規定による定期調査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は、事実
に相違ありません。
特定行政庁 静岡県知事様

台帳番号	01 - 0234
------	-----------

台帳番号について
特定行政庁が定めている台帳番号※を記入する。
※前回の報告書に明記されている。
初めて報告する等、わからない場合は記入しない。

令和3年 10月 1日
(株)〇〇ホテル
報告者氏名 代表取締役 静岡 太郎
調査者氏名 清水 一郎

報告先について
建築物の所在地により、特定行政庁名を記入する。
(静岡県知事、静岡市長、浜松市長、沼津市長、富士宮市長、富士市長、焼津市長のいずれか)

【1.所有者】
【イ.氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル カイチョウ シズオカ ソウイチロウ
【ロ.氏名】 (株)〇〇ホテル 会長 静岡 総一郎
【ハ.郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ.住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ホ.電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

報告日付について
定期報告書の提出日を記入する。
和暦、西暦のどちらも可(以下同じ。)

【2.管理者】
【イ.氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル ダイヒョウトリシマリヤク シズオカ タロウ
【ロ.氏名】 (株)〇〇ホテル 代表取締役 静岡 太郎
【ハ.郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ.住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ホ.電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

報告者・調査者の氏名について
報告者は、建物の「所有者」を記入する。(「所有者」と「管理者」が異なる場合は「管理者」とする。)
調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入する。
省令改正により押印は不要。(令和3年1月1日施行)

【3.調査者】
(代表となる調査者)
【イ.資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
特定建築物調査員 第 〇〇〇〇〇 号
【ロ.氏名のフリガナ】 シミズ イチロウ
【ハ.氏名】 清水 一郎
【ニ.勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所
【ホ.郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ヘ.所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ト.電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

所有者、管理者について
所有者又は管理者が法人の場合は、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の住所を記入する。
「管理者」が「所有者」と同一人物の場合は、2欄に「所有者と同じ」と記入する。

(その他の調査者)
【イ.資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
特定建築物調査員 第 〇〇〇〇〇 号
【ロ.氏名のフリガナ】 シミズ サブロウ
【ハ.氏名】 清水 三郎
【ニ.勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所
【ホ.郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ヘ.所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ト.電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

資格について
両方の資格に該当する場合は、両方の資格を記入する。
※1級建築士は大臣免許、2級建築士は県知事免許であるため、記載に注意する。

【4.報告対象建築物】
【イ.所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ロ.名称のフリガナ】 カブ〇〇ホテル
【ハ.名称】 (株)〇〇ホテル
【ニ.用途】 ホテル

調査者について
3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入する。
その他の調査者(代表となる調査者以外の者)が複数いる場合は、欄を追加する。
当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構わない。

用途について
本書「§2 定期報告対象建築物と特定建築設備等及び昇降機等」にある用途の中から選択して記入する。
定期報告の対象となる用途が複合用途の場合は、延べ面積の大きな用途から順に記入する。

【5.調査による指摘の概要】
【イ.指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ.指摘の概要】 南側外壁タイルの一部に浮き有り。EV扉に遮煙性能なし。1F防火シャッター-危害防止装置なし。機械室のアスベスト含有吹付ロックウールが使用されている(既存不適格)
【ハ.改善予定の有無】 有 (令和3年12月に改善予定) 無
【ニ.その他特記事項】

指摘の内容について
第三面の2欄(調査の状況欄)のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合は、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。

返却先	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号	※受取(発送)欄
	法人名・氏名	(株)静岡一級建築士設計事務所 清水 一郎	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
返却方法 (いずれかに○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口受取 • <input type="checkbox"/> 郵送		※郵送希望の場合は、返信用封筒(返却先を記載し、必要な切手を貼付したもの)を提出してください。
※受付欄 第 年 月 日 号	※特記欄	※整理番号欄	

指摘の概要について
指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入する。

改善予定の有無について
第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入する。

副本の返却先・返却方法について記入してください。
副本の返却方法として郵送希望の場合は、定期報告書を提出する際に、返信用封筒(返却先を記載し、必要な切手を貼付したもの)を添付していただきますよう、ご協力をお願いします。

※印のある欄は記入しないでください。

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】
 【イ. 防火地域等】 防火地域 準防火地域
 その他 (**法第22条区域、災害危険区域**) 指定なし
 【ロ. 用途地域】 **商業地域**

敷地の位置について
 防火・準防火地域等及び用途地域を必ず調査して記入する。

【2. 建築物及びその敷地の概要】
 【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
 鉄骨造 その他 ()
 【ロ. 階数】 地上 **6** 階 地下 **1** 階
 【ハ. 敷地面積】 **1,820** m²
 【ニ. 建築面積】 **900** m²
 【ホ. 延べ面積】 **3,525** m²

建築物及びその敷地の概要について
 該当する建築物について、構造、階数、敷地面積、建築面積、延べ面積を記載する。

【3. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】	(用途)	(床面積)	
(6-5 階)	(共同住宅)	(1,000 m ²)	定期報告対象外
(4-3 階)	(客 室)	(1,500 m ²)	
(1 階)	(事務所)	(525 m ²)	
(B 階)	(機 械 室)	(500 m ²)	
() 階)	()	() m ²	
【ロ. 用途別】	(ホ テ ル)	(2,525 m ²)	定期報告対象外
	(共同住宅)	(1,000 m ²)	

階別用途別床面積について
 「イ」は、定期報告の対象となる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入する。定期報告対象外の用途に供する部分については、欄外に「定期報告対象外」と記入する。該当する用途が複数あるときは、それらをすべて記入する。記入欄が不足する場合には別紙に記入して添えること。「ロ」は、その用途ごとに床面積を記入する。

性能検証法の適用有無について
 建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入する。
 建築基準法第38条の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入する。

【4. 性能検証法等の適用】 耐火性能検証法 防火区画検証法 (階)
 区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()

増築、改築、用途変更等の経過について
 現地調査を実施する前に、所有者等からのヒアリングにより把握しておく。
 新築を除く建築行為について、古いものから順に記入し、確認を受けている場合は建築確認済交付年月日を記入する。確認申請を必要としない軽微な増築、改築、用途変更等についても、その完了した年月日を併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入する。

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】
 平成 **5** 年 **7** 月 **1** 日 概要 (**宿泊室を一部増築**)
 平成 **17** 年 **7** 月 **1** 日 概要 (**宿泊室を一部増築**)
 年 月 日 概要 ()
 年 月 日 概要 ()

関連図書の整備状況について
 「イ」は、直近の確認に要した図書(全部又は一部)の有無を記入する。
 「ロ」は、直近の建築確認済証の有無と確認済証の交付年月日を記入する。
 「ハ」は、直近の完了検査に要した図書(全部又は一部)の有無を記入する。
 「ニ」は、直近の完了検査済証の有無と検査済証の交付年月日を記入する。
 「ホ」は、建築基準法第8条第2項及び昭和60年3月19日建設省告示第606号に基づき、維持保全に関する準則又は計画の作成有無を記入する。
 「ヘ」は、前回の定期調査報告の結果を記録した書類の保存の有無について記入する。

【6. 関連図書の整備状況】
 【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無
 【ロ. 確認済証】 有 無
 交付番号 **平成17年 7月 1日 第1234号**
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無
 【ニ. 検査済証】 有 無
 交付番号 **平成17年 12月 1日 第200号**
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無
 【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

全体計画認定について
 建築基準法第86条の8の規定の適用を受けている場合においては、この欄にその旨を記載する。

【7. 備考】
建築基準法第86条の8による認定済(平成17年6月1日 ○○第○○○号)
【新築時】確認済証 昭和50年12月1日 第5678号
検査済証 昭和51年9月1日 第100号

特に報告すべき事項について
 【6.関連図書の整備状況】において増改築に伴う確認等申請があった際、【7.備考】欄に新築時の確認済証・検査済証の交付番号及び年月日を必ず記載する。
 ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載する。

調査等の概要

【1. 調査及び検査の状況】

- 【イ. 今回の調査】 実施 (令和3年7月8日実施) 未実施
- 【ロ. 前回の調査】 実施 (令和2年9月7日報告) 未実施
- 【ハ. 建築設備の検査】 実施 (令和2年9月3日報告) 未実施 対象外
- 【ニ. 昇降機等の検査】 実施 (令和2年8月3日報告) 未実施 対象外
- 【ホ. 防火設備の検査】 実施 (令和2年9月3日報告) 未実施 対象外

調査日について

「イ」は、調査が終了した日を記入する。
 「ロ」は、前回の建築物の定期調査の報告年月日を記入する。実施していない場合は、「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。
 「ハ」、「ニ」、「ホ」は、最新の定期検査の報告年月日を記入する。報告対象であるが、一度も点検を行っていない場合は、「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。報告対象でない場合は、「対象外」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。

【2. 調査の状況】

(敷地及び地盤)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

指摘の内容について

是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークをいれ、その全てにおいて、建築基準法第3条第2項(同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けているものであることが確認されているときは併せて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。

(建築物の外部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】 **南側外壁タイルの一部に浮きがある。**
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和4年 3月に改善予定) 無

(屋上及び屋根)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

吹付けアスベスト等(石綿)の使用状況等について

調査結果表の4(42)～(45)の調査結果に基づき、記入する。

(建築物の内部)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】 **EV扉に法で要求する遮煙性能を有していない。
1F防火シャッターが危害防止装置を有していない。
機械室のアスベスト含有吹付ロックウールが使用されている(既存不適格)**
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和3年 12月に改善予定) 無

「イ」において、「有(飛散防止措置無)」又は「有(飛散防止措置有)」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、吹付けアスベスト等の使用が確認された室名を記入する。
 また、飛散防止措置がない場合は、「ロ」の措置予定の有無を記入する。

※なお、使用している吹付け材が、吹付けアスベスト等であるかどうか不明の場合は、所有者等に対して当該吹付け材の分析調査を別途依頼し、その結果により判定すること(「不明」のまま、報告書を提出しないこと)。

(避難施設等)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

耐震診断・耐震改修の実施状況について

耐震診断又は耐震改修の実施の有無について、所有者等からのヒアリングに基づき記入する。
 耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添える。

※昭和56年6月の新耐震基準に適合している場合は、「対象外」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。
 ※耐震診断・耐震改修の定義については、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第2条第1項又は第2項に規定

(その他)

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

【3. 石綿を添加した建築材料の調査状況】 (該当する室)

- 【イ. 該当建築材料の有無】 有 (飛散防止措置無) (**機械室**)
- 有 (飛散防止措置有) ()
- 無
- 【ロ. 措置予定の有無】 有 (令和3年 12月に改善予定) 無

建築物等に係る不具合等の状況について

前回の定期調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等(以下、「不具合等」という。)について、第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、不具合が無いときは「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。当該不具合等について記録があるときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。

また、第四面に記入された不具合等のうち、当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善(予定)年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れる。

【4. 耐震診断及び耐震改修の調査状況】

- 【イ. 耐震診断の実施の有無】 有 無 (令和4年 3月に実施予定) 対象外
- 【ロ. 耐震改修の実施の有無】 有 無 (未定 年 月に実施予定) 対象外

【5. 建築物等に係る不具合等の状況】

- 【イ. 不具合等】 有 無
- 【ロ. 不具合等の記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【6. 備考】

平成25年7月8日 外壁の全面打診実施

特に報告すべき事項について

各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入する。
 外壁等の全面打診等を行った場合は、実施年月日を記載する。(次の全面打診実施まで記載し続ける。)

建築物等に係る不具合等の状況

不具合等を把握した年月	不具合等の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
令和2年 11月	屋外看板の脱落	取付部分の著しい腐食による	令和3年 3月	取付部分の交換

建築物等に係る不具合等の状況について

※不具合等：屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等

前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち、第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲で記入する。

「不具合等を把握した年月」欄：当該不具合等を把握した年月を記入する。
「不具合等の概要」欄：当該不具合等の概要を記入する。
「考えられる原因」欄：当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入する。
「改善(予定)年月」欄：既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」マークを記入する。
「改善措置の概要等」欄：既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入する。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入すること。

※前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができる。

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 調査者が2人以上のときは、代表となる調査者を調査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 3欄は、代表となる調査者及び当該建築物の調査を行ったすべての調査者について記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- ④ 3欄の「イ」は、調査者の有する資格について記入してください。調査者が特定建築物調査員である場合は、特定建築物調査員資格者証の交付番号を「特定建築物調査員」の番号欄に記入してください。
- ⑤ 3欄の「ニ」は、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑥ 3欄の「ホ」から「ト」までは、調査者が法人に勤務している場合は、調査者の勤務先について記入し、調査者が法人に勤務していない場合は、調査者の住所について記入してください。
- ⑦ 第三面の2欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、5欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて5欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 5欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑨ 5欄の「ハ」は、第三面の2欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の2欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑩ 5欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 敷地が複数の地域にまたがるときは、1欄の「イ」は、該当するすべてのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。建築基準法第22条第1項の規定により地域指定がされている場合、災害危険区域に指定されている場合その他建築基準法又はそれに基づく命令により地域等の指定がされている場合は、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せてその内容を記入して下さい。
- ③ 1欄の「ロ」は、該当する用途地域名を全て記入してください。
- ④ 2欄の「イ」は、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。なお、その他の構造からなる場合には、「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて具体的な構造を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、建築基準法別表第一(イ)欄に掲げる用途に供する部分について、最上階から順に記入し、当該用途に供する部分の床面積を記入してください。ただし、特定行政庁が報告の必要がある用途を定めている場合には、その用途について記入して下さい。該当する用途が複数あるときは、それらを全て記入してください。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、「イ」の用途ごとに床面積の合計を記入してください。
- ⑦ 4欄は、建築基準法施行令第108条の3第2項に規定する耐火性能検証法により耐火に関する性能が検証されたときは「耐火性能検証法」のチェックボックスに、同令第108条の3第5項に規定する防火区画検証法により遮炎に関する性能が検証されたときは「防火区画検証法」のチェックボックスに、同令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証されたときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証されたときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証されたときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は、階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑧ 5欄は、前回調査時以降の建築（新築を除く。）、模様替え、修繕又は用途の変更（以下「増築、改築、用途変更等」という。）について、古いものから順に記入し、確認（建築基準法第6条第1項に規定する確認。以下同じ。）を受けている場合は建築確認済証交付年月日を、受けていない場合は増築、改築、用途変更等が完了した年月日を、併せて記入し、それぞれ増築、改築、用途変更等の概要を記入してください。
- ⑨ 6欄の「イ」は、最近の確認について、当該確認に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、そのうち各階平面図のみがあるときは併せて「各階平面図あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑩ 6欄の「ロ」は、最近の確認に係る確認済証について、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、確認済証の交付年月日を記入し、交付者に関するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合は、併せてその名称を記入してください。
- ⑪ 6欄の「ハ」は、直近の完了検査について、当該完了検査に要した図書の全部又は一部があるときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑫ 6欄の「ニ」は、（注意）⑩に準じて記入してください。
- ⑬ 6欄の「ホ」は、建築基準法第8条第2項に規定する維持保全に関する準則又は計画について記入してください。
- ⑭ 6欄の「ヘ」は、前回の定期調査の結果を記録した書類の保存の有無について記入してください。
- ⑮ 建築基準法第86条の8又は同法第87条の2の規定の適用を受けている場合において、7欄にその旨を記載してください。
- ⑯ ここに書き表せない事項で特に報告すべき事項は、7欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況（別途建築設備の検査を行っている場合は建築設備の設置の状況に係るものに限る。）に関する調査の結果について作成してください。
- ② 1欄の「イ」は、調査が終了した年月日を記入してください。
- ③ 1欄の「ロ」から「ホ」までは報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 1欄の「ハ」から「ホ」までは直前の報告についてそれぞれ記入してください。

－付 49－

- ⑤ 2欄の「イ」は、調査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、建築基準法第3条第2項（同法第86条の9第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入して下さい。
- ⑦ 2欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑧ 3欄は、建築基準法第28条の2の規定の適用を受ける石綿を添加した建築材料について記入してください。「イ」の「有（飛散防止措置無）」又は「有（飛散防止措置有）」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、当該建築材料が確認された室を記入してください。当該建築材料について飛散防止措置を行う予定があるときは、「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて措置予定年月を記入してください。措置を行う予定がないときは、「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑨ 4欄は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第1項又は第2項に規定する耐震診断又は耐震改修の実施の有無について記入してください。耐震診断又は耐震改修の実施の予定があるときは、実施予定年月を記入し、具体的な耐震改修の内容を定めている場合は別紙に記入し添えてください。
- ⑩ 前回調査時以降に把握した屋根ふき材、内装材、外装材等及び広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けられたものの脱落、バルコニー、屋上等の手すりその他建築物の部分の脱落、防火設備等の異常動作等（以下、「不具合等」という。）について第四面の「不具合等の概要」欄に記入したときは、5欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合等について記録が有るときは「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第四面に記入された不具合等のうち当該不具合等を受け既に改善を実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面に記入された不具合等のうち改善を行う予定があるものがある場合には「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第四面の「改善（予定）年月」欄に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入し、これら以外の場合には「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑪ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、6欄又は別紙に記入して添えてください。

5. 第四面関係

- ① 第四面は、前回調査時以降に把握した建築物等に係る不具合等のうち第三面の2欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回調査時以降の不具合等を把握していない場合は、第四面を省略することができます。
- ② 「不具合等を把握した年月」欄は、当該不具合等を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合等の概要」欄は、当該不具合等の概要を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

－付 50－

調査結果表

この書類は建築物ごとに作成する。

当該調査に 関与した調 査者	氏名		調査者番号	
	代表となる調査者	清水 一郎		1
	その他の調査者	清水 三郎		2

番号	調査項目	調査結果			担当 調査者 番号
		指摘 なし	要正	既 存 不 適 格	
1	敷地及び地盤				
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況	○		1
(2)	敷地	敷地内の排水の状況	○		1
(3)	敷地内の通路	敷地内の通路の確保の状況	○		1
(4)		有効幅員の確保の状況	○		1
(5)		敷地内の通路の支障物の状況	○		1
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況	○		1
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況	○		1
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況			
(9)	擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況				
2	建築物の外部				
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況	○		2
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況	○		2
(3)	土台（未造に限る。）	土台の沈下等の状況			
(4)	土台の劣化及び損傷の状況				
(5)	外 壁 躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況	○		1
(6)	未造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)	組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)	補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)	鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○		2
(11)	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況	○	○	2
(12)	乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況				
(13)	金属系パネル（根壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(14)	コンクリート系パネル（根壁を含む。）の劣化及び損傷の状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況	○		2
(16)		はめ殺し窓のガラスの固定の状況	○		2
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○		2
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		2
3	屋上及び屋根				
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況	○		1
(2)	屋上回り（屋上面を除く。）	パラペットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○		1
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況	○		1
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○		1
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況	○		1
(6)	屋根	屋根の防火対策の状況	○		1
(7)		屋根の劣化及び損傷の状況	○		1
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況	○		2
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況	○		2
4	建築物の内部				
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況		○	1
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況	○		1
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況	○		1
(4)	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況	○		1
(5)		令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○		1
(6)	壁の室内に面する部分	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況			
(7)	組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)	補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)	鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況	○		2
(11)	耐火構造の壁又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○		1
(12)		部材の劣化及び損傷の状況	○		1
(13)	鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○		1
(15)	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況	○		1
(16)	令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○		1

調査結果表 (R2.4.1~) について

記入欄が不足する場合は、枠を拡大又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付する。

当該調査に関与した調査者について

「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構わない。

調査結果について

「調査結果」欄は、H20国交省告示第282号 別表の(イ)欄に掲げる各調査項目ごとに、(ロ)欄に掲げる調査方法により、(ハ)欄の判定基準により判定結果を記入する。

調査方法及び判定基準の詳細は、『特定建築物定期調査業務基準(2016年改訂版)』の基準により、判定する。

調査対象外項目について

該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消する。

外装仕上げ材等の調査について

- ①2年に1度：目視及び手の届く範囲の部分打診
- ②10年を超えたら1度：落下により歩行者等に危害を加えるおそれのある部分についての全面打診等

※『10年を超えたら1度』とは以下のいずれかに該当する場合。
 ・竣工後10年を超えた場合（かつ3年以内に全面打診等を実施していない場合）
 ・外壁改修後10年を超えた場合（かつ3年以内に全面打診等を実施していない場合）
 ・前回の全面打診後から10年を超えた場合
 ※全面打診等は、(将来的に)3年以内に外壁改修等を実施する場合や、落下物防護ネット等の安全対策を講じている場合は全面打診等を実施しなくてもよい。

外壁タイル等の要正の判定例
 ・外壁タイルの一部が剥落している。
 ・外壁タイルの一部に浮きがある。
 ・ひび割れ箇所から錆汁の流出がある。

既存不適格項目について

「既存不適格」欄は、「要正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入する。

既存不適格項目については、『できるだけ早く改善することが望ましい』、あるいは『他の改修工事とあわせて改善することが望ましい』等のアドバイスを行うことが重要。

既存不適格の判定例
 ・エレベーター扉が、法で要求する遮煙性能を有していない。

防火区画について

(1) たて区画の状況、(2) 面積区画の状況、(3) 異種用途区画の状況、(4) 防火区画の外周部 スパンドレル等の防火区画外周部の処置状況 (5) 防火区画の外周部 スパンドレル等の劣化及び損傷の状況について調査する。いずれの場合も、平面図との整合をとること。

担当調査者番号について

「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入する。なお、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構わない。

建物内部の壁・床の室内に面する部分の準耐火性能等の確保の状況について

令第107条、令第107条の2、令第112条の規定に適合しているかどうかを確認する。

界壁、間仕切り壁及び隔離の状況について

前回の定期報告以降に、法第6条1項の規定に基づく確認を要しない規模の修繕・模様替え等が行われた場合に調査を行う。

番号	調査項目	調査結果	調査結果		担当 調査者 番号	
			指摘 なし	要是正 既 存 不適格		
(17)	床 躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)		鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)		鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○		2	
(20)	耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況	○		1	
(21)		部材の劣化及び損傷の状況	○		1	
(22)		給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況	○		1	
(23)	天井 令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況	○		1	
(24)		室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況	○		1	
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況	○		1
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況	○		1	
(27)		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状況	○		1	
(28)		昭和48年建設省告示第2563号第1第1号に規定する基準への適合の状況		○	○	1
(29)		防火扉又は戸の開放方向	○			1
(30)		常閉防火設備等の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○		1	
(31)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況	○		1	
(32)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置の状況	○		1	
(33)		常閉防火扉等の固定の状況	○		1	
(34)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況	○		1	
(35)		防火設備又は戸の閉鎖の障害となる照明器具、懸垂物等の状況	○		1	
(36)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況	○		1	
(37)		採光の妨げとなる物品の放置の状況	○		1	
(38)		換気のための開口部の面積の確保の状況	○		1	
(39)		換気設備の設置の状況	○		1	
(40)		換気設備の作動の状況	○		1	
(41)	換気妨げとなる物品の放置の状況	○		1		
(42)	石綿等を添加した建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況		○	○	1
(43)		吹付け石綿等の劣化の状況		○	○	1
(44)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況		○	○	1
(45)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5 避難施設等						
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況	○		1	
(2)	廊下	幅員の確保の状況	○		1	
(3)		物品の放置の状況	○		1	
(4)	出入口	出入口の確保の状況	○		1	
(5)		物品の放置の状況	○		1	
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況	○		1	
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況	○		1	
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況	○		1	
(9)		物品の放置の状況	○		1	
(10)		避難器具の操作性の確保の状況	○		1	
(11)	階段	直通階段の設置の状況	○		1	
(12)		幅員の確保の状況	○		1	
(13)		手すりの設置の状況	○		1	
(14)		物品の放置の状況	○		1	
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況	○		1	
(16)	屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況	○		1	
(17)	屋外に設けられた避難階段	屋内と階段との間の防火区画の確保の状況	○		1	
(18)		開放性の確保の状況	○		1	
(19)	特別避難階段	バルコニー又は付室の構造及び面積の確保の状況	○		1	
(20)		付室等の排煙設備の設置の状況	○		1	
(21)		付室等の排煙設備の作動の状況	○		1	
(22)		付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況	○		1	
(23)		物品の放置の状況	○		1	
(24)	排煙設備等	防煙区画の設置の状況	○		1	
(25)		防煙壁の劣化及び損傷の状況	○		1	
(26)	排煙設備	可動式防煙壁の作動の状況	○		1	
(27)		排煙設備の設置の状況	○		1	
(28)		排煙設備の作動の状況	○		1	
(29)		排煙口の維持保全の状況	○		1	
(30)		非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況	○		1
(31)		非常用の進入口等の維持保全の状況	○		1	
(32)	その他の設備等	乗降ロビーの構造及び面積の確保の状況				
(33)		乗降ロビー等の排煙設備の設置の状況				
(34)		乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(35)		乗降ロビー等の付室の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)		物品の放置の状況				
(37)		非常用エレベーターの作動の状況				
(38)	非常用の照明装置	非常用の照明装置の設置の状況	○		1	
(39)		非常用の照明装置の作動の状況	○		1	
(40)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	○		1	

防火設備（防火扉・防火シャッター）の危害防止機構等について

○防火扉（常閉）
各階の主要な防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、戸の重量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。
『特定建築物定期調査業務基準（2016年改訂版）』には、防火扉の高さと幅により、運動エネルギーと閉じ力を簡便に判定する一覧表があるので参考としてよい。

○防火シャッター（常閉）
各階の主要な防火シャッターを動作させて、危害防止機構等の有無・作動状況を確認する。
ただし、3年以内に実施した点検記録がある場合は、当該記録を確認することで足りる（前回の定期報告の記録により確認することは不可）

常閉防火設備（防火扉・防火シャッター）の閉鎖又は作動状況について
各階の主要な防火設備について実際に、閉鎖するか又は作動するか確認する。
ただし、（消防法に基づく定期点検など）3年以内に実施した点検記録がある場合は、当該記録を確認することで足りる（前回の定期報告の記録により確認することは不可）

4 (41) 機械換気設備の作動状況について

各階の主要な換気設備について実際に作動するか確認する
なお、機械換気設備について、3年以内の建築設備の定期検査報告の書類がある場合は、当該記録を確認することで足りる（前回の定期報告の記録により確認することは不可）

※風量測定等の性能については調査しなくてよい（建築設備の定期検査報告で実施するため）
※自然換気設備は、4 (39) の項目において調査する。
※シックハウス換気設備（令20条の8）については、定期調査報告の対象外である。

吹付けアスベスト等の使用状況について
調査対象となる「吹付けアスベスト等」とは、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールをいう。（H18国交省告示1172号）

【重要】調査にあたっての注意事項
①現地調査の前に、所有者等からのヒアリング・設計図書等に確認により、吹付けアスベスト等の使用有無・分析調査の実施有無を確認する。

【事前に吹付けアスベスト等が（使用箇所も含め）使用されていることが分かっている場合】
②除去済みである場合は、4 (42) ・ (44) は「指摘なし」と判定し、4 (43) ・ (45) は調査対象外とする。
③囲い込み、封じ込めを実施済みである場合は、4 (42) ～ (44) 「指摘なし」と判定し、4 (45) により飛散防止措置の劣化・損傷を調査する
④飛散防止措置（除去・囲い込み・封じ込め）を実施していない場合は、使用している箇所（室）には立ち入らず、4 (42) ・ (44) は「要是正（既存不適格）」と判定し、4 (43) ・ (45) は調査対象外とする。なお、所有者等に対しては、飛散防止措置の実施を助言すること。

【事前に吹付けアスベスト等が使用されていないことが分かっている又は使用されているか不明の場合】
②目視等による現地調査を実施する。
③現地調査において、露出した吹付け材を発見した場合は、速やかにその室を退去すること。
※特に吹付けアスベスト等の使用が不明の場合は、機械室・電気室等は所有者等の立会いのもとで調査すること（吹付けアスベスト等の使用の可能性が高いので）。
※吹付け材に、手を触れたり、刺がすなどの損傷を与えないこと。
④所有者等に対して、吹付け材の分析調査を依頼し、その分析結果に基づき判定をすること。（「不明」のまま、報告書を提出しないこと）。

可動式防煙壁の作動状況について
各階の主要な可動式防煙壁について実際に作動するか確認する。
なお、3年以内の建築設備の定期検査報告の書類がある場合は、当該記録を確認することで足りる（前回の定期報告の記録により確認することは不可）

（自然・機械）排煙設備の作動状況について

各階の主要な排煙設備について実際に作動するか確認する。
・5 (28) 機械排煙の作動確認
・5 (29) 自然排煙口の開閉確認（物品等により、排煙に支障がないことも確認）
なお、機械排煙設備については3年以内の建築設備の定期検査報告の書類がある場合は、当該記録を確認することで足りる（前回の定期報告の記録により確認することは不可）
※風量測定等の性能については調査しなくてよい（建築設備の定期検査報告で実施するため）

非常用の照明装置の設置の状況について

・非常用の照明装置の設置状況について設計図書等と現況を確認する。
・平成12年建設省告示第1411号の改正等により設置不要となった部分（床面積が30㎡以下の居室で基準を満たすもの等）がある場合、当該設置不要部分は5 (39) の調査は不要。建物利用者の混乱を避けるため、設置不要として取扱う部分の器具等は撤去等を行い、建築基準法施行細則に基づく変更届出書を提出するのが望ましい。
また、定期検査において、定期調査等で設置不要と判断したことが分かる場合、当該設置不要部分は定期検査は不要。

参考：静岡県行政連絡会議 「法改正等により設置を要しないこととなった部分の非常用の照明装置の定期検査の取扱い」（令和元年春期部会）（抄）
平成12年建設省告示第1411号の改正等により、規制の適用を受けないことになった居室に設けられている既設の非常用の照明装置の定期検査の取扱いについては次のとおりとする。
以下のいずれかの書類に、平成12年建設省告示第1411号の改正等を適用して設置不要と取扱う部分であることが明記されており、その記載を検査者が確認できる場合には、当該部分の非常用照明装置の検査は不要。ただし、検査対象とすることを妨げるものではない。
・定期調査報告書及び調査結果資料、または同等の調査結果資料
・法改正以降の建築確認図書

非常用の照明装置の作動状況について

各階の主要な非常用の照明装置について実際に作動するか確認する。
なお、非常用の照明装置について、3年以内の建築設備の定期検査報告の書類がある場合は、当該記録を確認することで足りる（前回の定期報告の記録により確認することは不可）
※照度測定・蓄電池（バッテリー）等の性能については調査しなくてよい（建築設備の定期検査報告で実施）

番号	調査項目	調査結果			担当 調査者 番号
		指摘 なし	要是正	既 存 不適格	
6	その他				
(4)	特殊 な 構造	膜構造建築物の膜体、取付部材等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況		
(5)	避雷設備	避雷針、避雷導線等の劣化及び損傷の状況		○	1
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況		
(7)		付帯金物の劣化及び損傷の状況			
(8)		令第139条第1項第1号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況		
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況		
7	上記以外の調査項目				
その他確認事項					
法第12条第3項の規定による検査を要する防火設備の有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (B1~4階) <input type="checkbox"/> 無					
特記事項					
番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月	
2(11)	外装仕上げ材等	南側外壁タイルの一部に浮きがある。	浮いている外壁の部分の改修	(R4.3月)	
4(1)	令第112条第9項に規定する区画の状況	E/V扉が遮煙性能を有していない。	遮煙性能のあるE/V扉への取替え	(R3.12月)	
4(28)	防火設備(防火シャッター)	危害防止装置を有していない。	危害防止装置のある防火シャッターへの改修	(R3.12月)	
4(45)	石綿等を添加した建築材料	機械室のアスベスト含有吹付ロックワールについて、劣化状況調査を実施していない。	劣化状況調査を実施のうえ、劣化が見られれば除去等の飛散防止措置を実施することが望ましい。	(R3.12月)	
	耐震診断の実施の有無	耐震診断を実施していない。	所有者により耐震診断を実施	(R4.3月)	

(注意)

- この書類は、特殊建築物等ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は削除して構いません。
- 該当しない調査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「調査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各調査項目ごとに記入してください。
- 「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる調査項目について(ハ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 7「上記以外の調査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目を追加し、⑤から⑧に準じて調査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、7は削除して構いません。
- 「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。
- 「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 配置図及び各階平面図を別添1の様式に従い添付し、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所や撮影した写真の位置等を明記してください。
- 要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付してください。

特殊な構造(膜構造・免震構造)について
膜構造又は免震構造の場合は、該当する調査を実施すること。

避雷設備について
双眼鏡等を使用し、目視により、避雷針・避雷導線に腐食、破損又破断していないことを確認する。

煙突について
6(6)・(7)は、建築物に付帯した煙突(外壁付き、屋上突出)について調査すること。
6(8)・(9)は、建築物に付帯していない煙突(独立煙突)について調査すること。

上記以外の調査項目について
「上記以外の調査項目」欄は、H20国交省告示第282号 第1ただし書の規定により特定行政庁が調査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した調査項目について調査結果等を記入する。
ただし、静岡県では追加の調査項目がないので、この欄は削除して構わない(空欄のままでもよい)。(令和3年4月時点)

その他確認事項欄について
「その他確認事項」は、法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入する。

特記事項欄について
「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入する。
※なお、改善の予定がない場合は、「改善策の具体的な内容等」欄に、その理由を記入すること。

配置図・各階平面図について
配置図及び各階平面図をA3版の別添1様式に従い、この調査結果表に添付すること。
①A3版で作成すること。
②指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置、抽出調査を行った箇所を明記(朱書き)すること。
③指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)については、指摘の具体的な内容等を見やすいように明記(朱書き)すること。
※作成例については、『特定建築物定期調査業務基準(2016年改訂版)』に掲載されているので、参考とすること。
※なお、配置図・各階平面図は、指摘がない場合であっても作成・添付しなければならない。

写真について
要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2様式に従い、この調査結果表に添付すること。
※なお、写真は、「要是正」の項目がない場合は、省略しても構わないが、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても特記すべき事項があれば、必要に応じて作成すること。

調 査 結 果 図

この書類は、
 ① A 3 版で作成すること。
 ② 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）
 や撮影した写真の位置、抽出調査を行った箇所を明記（朱書き）すること。
 ③ 指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）については、指摘の具体的な内容
 等を見やすいように明記（朱書き）すること。

※ 作成例については、『特定建築物定期調査業務基準（2016年改訂版）』に
 掲載されているので、参考とすること。
 ※ 配置図に各建築物の新築・増築時の状況（確認済証交付年月日・交付番号、
 検査済証交付年月日・交付番号）を記載すること。

番号	調査項目
1	敷地及び地盤
(1)	地盤
(2)	敷地
(3)から(5)	敷地内の通路
(6)から(7)	塀等
(8)から(9)	擁壁
2	建築物の外部
(1)から(2)	基礎
(3)から(4)	土台（木造に限る。）
(5)から(18)	外壁
3	屋上及び屋根
(1)	屋上面の状況
(2)から(5)	屋上周りの状況（屋上面を除く。）
(6)から(7)	屋根（屋上面を除く。）
(8)から(9)	機器及び工作物（冷却等設備、等）
4	建築物の内部
(1)から(5)	防火区画
(6)から(16)	壁の室内に面する部分
(17)から(22)	床
(23)から(25)	天井
(26)から(33)	防火設備又は戸
(34)から(35)	照明器具、懸垂物等
(36)から(41)	居室の採光及び換気
(42)から(45)	石綿等を添加した建築材料
5	避難施設等
(1)	令第120条第2項に規定する通路
(2)から(3)	廊下
(4)から(5)	出入口
(6)	屋上広場
(7)から(10)	避難上有効なバルコニー
(11)から(23)	階段
(24)から(29)	排煙設備等
(30)から(40)	その他の設備等
6	その他
(1)から(4)	特殊な構造等
(5)	避雷設備
(6)から(9)	煙突
7	上記以外の調査項目

注) 配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所（特記すべき事項を含む）や撮影した写真の位置等を明記すること。

関係写真

部位	番号	調査項目	調査結果
	2-(11)	外壁	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項	
		外壁タイルに浮きが見られる。	

部位	番号	調査項目	調査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項	

(注意)

- この書類は、調査の結果「要是正」とされた調査項目（既存不適格の場合を除く。）について作成すること。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成すること。
- 「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構わない。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えること。
- 「部位」欄の「番号」、「調査項目」は、それぞれ別記様式の番号、調査項目に対応したものを記入すること。
- 「調査結果」欄は、調査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「し」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「し」マークを入れること。
- 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付すること。

第三十六号の三様式（第五条、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

定期調査報告概要書
（第一面）

調査等の概要

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル カイチョウ シズオカ ソウイチロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 会長 静岡 総一郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル ダイヒョウトリシマリヤク シズオカ タロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 代表取締役 静岡 太郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【3. 調査者】

(代表となる調査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス イチロウ
【ハ. 氏名】 清水 一郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(その他の調査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
特定建築物調査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス サブロウ
【ハ. 氏名】 清水 三郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【4. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ロ. 名称のフリガナ】 カブ〇〇ホテル
【ハ. 名称】 (株)〇〇ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

【5. 調査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 南側外壁タイルの一部に浮き有り。EV扉に遮煙性能なし。1F防火シャッター危害防止装置なし。機械室のアスベスト含有吹付ロックウールの劣化状況調査を実施していない
【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和3年12月に改善予定) 無
【ニ. その他特記事項】

【6. 調査及び検査の状況】

【イ. 今回の調査】 令和3年7月8日実施
【ロ. 前回の調査】 実施 (令和2年9月7日報告) 未実施
【ハ. 建築設備の検査】 実施 (令和2年9月3日報告) 未実施 対象外
【ニ. 昇降機等の検査】 実施 (令和2年8月3日報告) 未実施 対象外
【ホ. 防火設備の検査】 実施 (令和2年9月3日報告) 未実施 対象外

【7. 建築物等に係る不具合等の状況】

【イ. 不具合等】 有 無
【ロ. 不具合等の記録】 有 無
【ハ. 不具合等の概要】 屋外看板の脱落
【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定)
予定なし (理由:)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 敷地の位置】

- 【イ. 防火地域】 防火地域 準防火地域
その他 (法第22条区域、災害危険区域) 指定なし
- 【ロ. 用途地域】 **商業地域**

【2. 建築物及びその敷地の概要】

- 【イ. 構造】 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄骨造 その他 ()
- 【ロ. 階数】 地上 **6** 階 地下 **1** 階
- 【ハ. 敷地面積】 **1,820** m²
- 【ニ. 建築面積】 **900** m²
- 【ホ. 延べ面積】 **3,525** m²

【3. 階別用途別床面積】

	(用途)	(床面積)	
【イ. 階別用途別】	(6-5階)	(共同住宅)	(1,000 m ²) 定期報告対象外
	()	()	(m ²)
	(4-3階)	(客 室)	(1,500 m ²)
	()	()	(m ²)
	(1 階)	(事務所)	(525 m ²)
	()	()	(m ²)
	(B 階)	(機 械 室)	(500 m ²)
	()	()	(m ²)
【ロ. 用途別】	(ホ テ ル)	(2,525 m ²)	(m ²)
	(共同住宅)	(1,000 m ²)	定期報告対象外

【4. 性能検証法等の適用】

- 耐火性能検証法 防火区画検証法
区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法 その他 ()

【5. 増築、改築、用途変更等の経過】

- 平成 5年7月** 日 概要 (**宿泊室を一部増築**) ()
- 平成 17年7月 1日** 概要 (**宿泊室を一部増築**) ()
- 年 月 日 概要 () ()
- 年 月 日 概要 () ()

【6. 関連図書の整備状況】

- 【イ. 確認に要した図書】 有 (各階平面図あり) 無
- 【ロ. 確認済証】 有 無
 交付番号 **平成17年 7月 1日 第 1234 号**
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
- 【ハ. 完了検査に要した図書】 有 無
- 【ニ. 検査済証】 有 無
 交付番号 **平成17年12月 1日 第 200 号**
 交付者 建築主事 指定確認検査機関 ()
- 【ホ. 維持保全に関する準則又は計画】 有 無
- 【ヘ. 前回の調査に関する書類の写し】 有 無 対象外

【7. 備考】 **建築基準法第86条の8による認定済 (平成17年6月1日 ○○第○○○号)**

【新築時】確認済証 昭和50年12月1日 第5678号 検査済証 昭和51年9月1日 第100号

(注意)

この様式には、第三十六号の二様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。なお、第一面の5欄の「ロ」及び「ニ」は同様式第三面の2欄から4欄において指摘があつた項目について、第一面の7欄の「ハ」は同様式第四面に記入されたものについて、すべて記入してください。

付6 報告書記載例（建築設備（昇降機を除く。））

台帳番号 01 - 0234

定期検査報告書
（建築設備（昇降機を除く。））

（第一面）

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。
特定行政庁 静岡県知事 様

令和3年 10月 1日
報告者氏名 (株)〇〇ホテル 代表取締役 静岡 太郎
検査者氏名 清水 一郎

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル カイチョウ シズオカ ソウイチロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 会長 静岡 総一郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル ダイヒョウトリシマリヤク シズオカ タロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 代表取締役 静岡 太郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ロ. 名称のフリガナ】 カブ〇〇ホテル
【ハ. 名称】 (株)〇〇ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（ 既存不適格） 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 火気使用室（厨房）の換気風量不足
可動防煙壁が煙感知器により連動作動せず
事務室の非常照明のバッテリー切れ
客室の非常照明の電球切れ
【ハ. 改善予定の有無】 有（令和4年 3月に改善予定） 無
【ニ. その他特記事項】 換気設備（無窓居室等）風量測定は令和〇〇年〇月に実施または実施予定

台帳番号について
特定行政庁が定めている台帳番号※を記入する。
※前回の報告書に明記されている。
初めて報告する等、わからない場合は記入しない。

報告先について
建築物の所在地により、特定行政庁名を記入する。
（静岡県知事、静岡市長、浜松市長、沼津市長、富士市長、富士宮市長、焼津市長のいずれか）

報告日付について
定期報告書の提出日を記入する。
和暦、西暦のどちらも可（以下同じ。）

報告者・検査者の氏名について
報告者は、建物の「所有者」を記入する。（「所有者」と「管理者」が異なる場合は「管理者」とする。）
検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入する。
省令改正により押印は不要（令和3年1月1日施行）

所有者、管理者について
所有者又は管理者が法人の場合は、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の住所を記入する。
「管理者」が「所有者」と同一人物の場合は、2欄に「所有者に同じ」と記入する。

用途について
本書「§2定期報告対象建築物と特定建築設備等及び昇降機等」にある用途の中から選択する。
調査対象となる用途が複合用途の場合は、延べ面積の大きな用途から順に記入する。

指摘の内容について
第二面の6欄、10欄又は14欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れたときは、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」に「レ」マークを入れる。また、第二面の6欄、10欄及び14欄の「イ」の「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れたものの全てにおいて、「既存不適格」に「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」に「レ」マークを入れる。

指摘の概要について
指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入する。

改善予定の有無について
第二面の6欄、10欄又は14欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄又は14欄の「ハ」に記入された改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入する。

その他特記事項について
検査の実施を3年間に分割する場合は、抽出検査を行った旨を明記し、実施内容を記載したリスト等を添付する。
その他指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入する。

副本の返却先・返却方法について記入してください。
副本の返却方法として郵送希望の場合は、定期報告書を提出する際に、返信用封筒（返却先を記載し、必要な切手を貼付したもの）を添付していただきますよう、ご協力をお願いします。

返却先	住所	〒〇〇〇-〇〇〇 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号	※受取（発送）欄
	法人名・氏名	(株)静岡一級建築士設計事務所 清水 一郎	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
返却方法 (いずれかに○印)	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口受取 • <input type="checkbox"/> 郵送 ※郵送希望の場合は、返信用封筒（返却先を記載し、必要な切手を貼付したもの）を提出してください。		
※受付欄	※特記欄	※整理番号欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

※印のある欄は記入しないでください。

この書類は建築物ごとに作成する。

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 6 階 地下 1 階
【ロ. 建築面積】 900 m²
【ハ. 延べ面積】 3,525 m²
【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和50年 12月 1日 第 5678 号
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和51年 9月 1日 第 100 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和3年 9月 8日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (令和2年 9月 3日報告) 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス イチロウ

【ハ. 氏名】 清水 一郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(その他の検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス シロウ

【ハ. 氏名】 清水 二郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【5. 換気設備の概要】

【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (1系統 2室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)

【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (5系統 5室)
その他 (系統 室) 無

【ハ. 居室等】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (系統 室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)

【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無
その他 (系統 室) 無

【6. 換気設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 火気使用室 (厨房) の換気風量不足

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和4年 3月に改善予定) 無

【7. 換気設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

建築物の概要について

「ニ」には、法の適用を受け設置されたもので、定期報告が必要な設備に「レ」マークを入れる。
※静岡県では、「給水設備及び排水設備」は検査報告の対象としていません。

確認済証交付年月日等について

検査対象の建築設備に関する直近 (通常は建築時、増改築等の場合はその時) の確認済証及び検査済証について記入する。

検査日について

「イ」は、検査が終了した日を記入する。
「ロ」で、前回の検査を実施していない場合は、「未実施」に「レ」マークを入れる。
「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しがある場合、「有」に「レ」マークを入れる。

検査者について

4欄、8欄、12欄は、代表となる検査者並びに検査に係るすべての検査者について記入する。
その他の検査者が複数いる場合は、欄を追加する。
当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄を削除して構わない。

資格について

両方の資格に該当する場合は、両方を記入する。
1級建築士は大臣免許、2級建築士は県知事免許であるため、記載に注意する。

換気設備の概要について

5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室について、「ロ」は、建築基準法第28条第3項に規定する居室 (特殊建築物の居室を除く。) について記入し、それぞれ該当する室がない場合には「無」に「レ」マークを入れ、「ハ」は、「イ」及び「ロ」以外の居室 (法別表第1 (イ) 欄 (1) 項に掲げる用途に供する特殊建築物の居室) について記入する。

「自然換気設備」は、給気口及び排気筒等を用いて、空気のドラフトにより換気を行なう設備のことであり、建築基準法第28条第2項に規定する換気のための窓その他の開口部は、この欄の自然換気設備には含まない。
建築基準法第28条の2の規定によるシックハウス対策用の換気設備については検査対象外である。従ってこのことによる既存不適格としての記載も不要である。
「その他」の欄は建築基準法施行令第20条の2第一号二による国土交通大臣の認定を受けた設備がある場合、記入する。

指摘の内容について

6欄、10欄及び14欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所全体に建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」に「レ」マークを入れる。

指摘の概要について

6欄、10欄及び14欄の「イ」の「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れたとき (「既存不適格」に「レ」を入れたときを除く。) は、「ロ」に指摘の概要を記入する。

改善予定の有無について

6欄、10欄及び14欄の「イ」の「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れ (「既存不適格」に「レ」を入れたときを除く。)、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」に「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入する。改善予定がないときは「ハ」の「無」に「レ」マークを入れる。

不具合の発生状況について

前回検査時以降に把握した設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの (以下、「不具合」という。) について、第三面の1欄、2欄又は3欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄又は15欄の「イ」の「有」に「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」に「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」に「レ」マークを入れる。また、第三面の1欄、2欄又は3欄に記入された不具合のうち、当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定がない場合には7欄、11欄又は15欄の「ハ」の「実施済」に「レ」マークを入れ、改善を行う予定があるものがある場合には、7欄、11欄又は15欄の「ハ」の「改善予定」に「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には、7欄、11欄又は15欄の「予定なし」に「レ」マークを入れる。

【8. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス イチロウ

【ハ. 氏名】 清水 一郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(その他の検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス シロウ

【ハ. 氏名】 清水 二郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【9. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法 その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に付する付室】

吸引式 (4区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ホ. 居室等】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン その他 ()

【10. 排煙設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適合) 指摘なし

【ロ. 指摘の概要】 可動防煙壁が煙感知器により連動作動せず

【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和4年 3月に改善予定) 無

【11. 排煙設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無

【ロ. 不具合記録】 有 無

【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【12. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス イチロウ

【ハ. 氏名】 清水 一郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(その他の検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス シロウ

【ハ. 氏名】 清水 二郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
(1級) 建築士事務所

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

排煙設備の概要について
9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する「区画避難安全検証法」により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する「階避難安全検証法」により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する「全館避難安全検証法」により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入する。
「ロ」及び「ハ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」に「レ」マークを入れ、「ニ」は、「ロ」及び「ハ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入する。

排煙設備の概要について
「機械排煙設備（吸引式）」とは、煙を吸い込んで排出する方式で、第三種排煙ともいう。
「機械排煙設備（給気式）」とは、空気を送風機で該当区画に給気し、区画内の圧力を高め、間接的に煙を押し出す方式で、第二種排煙ともいう。
「機械排煙設備（加圧式）」とは、機械給気を行い、付室等の内部圧力を高め、該当室における全ての開口部からの煙の侵入を防止するとともに排煙を行う方式。

【13. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯 (50灯) 蛍光灯 (10灯)
 LEDランプ (25灯) その他 () 灯)
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室 55灯、廊下 20灯、階段 10灯)
 蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 自家発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
 蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯) その他 ()

非常用の照明器具は白熱灯、蛍光灯又は LED ランプとしなければならない。
(高輝度放電灯等の記述は平成 22 年改正で削除された)

「居室」欄には、「廊下」及び「階段」以外の全ての灯数を記入してください。

【14. 非常用の照明装置の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (□既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】 **事務室の非常照明のバッテリー切れ**
客室の非常照明の電球切れ
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和4年 3月に改善予定) 無

給水設備及び排水設備の検査について
※静岡県では、「給水設備及び排水設備」は検査報告の対象としていません。

【15. 非常用の照明装置の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【16. 給水設備及び排水設備の検査者】

- (代表となる検査者)
- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号
 - 【ロ. 氏名のフリガナ】
 - 【ハ. 氏名】
 - 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - 【ホ. 郵便番号】
 - 【ヘ. 所在地】
 - 【ト. 電話番号】
- (その他の検査者)
- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 建築設備検査員 第 号
 - 【ロ. 氏名のフリガナ】
 - 【ハ. 氏名】
 - 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - 【ホ. 郵便番号】
 - 【ヘ. 所在地】
 - 【ト. 電話番号】

検査対象外

【17. 給水設備及び排水設備の概要】

- 【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク (基 m³) 貯水タンク (基 m³)
 その他 ()
- 【ロ. 排水設備】 排水槽 (□汚水槽 □雑排水槽 □合併槽 □雨水槽・湧水槽)
 排水再利用配管設備 その他 ()
- 【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無
- 【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式
- 【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
 その他 ()

【18. 給水設備及び排水設備の検査の状況】

- 【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (□既存不適格) 指摘なし
- 【ロ. 指摘の概要】
- 【ハ. 改善予定の有無】 有 (年 月に改善予定) 無

備考について
各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20 欄に記載するか又は別紙に必要な事項を記入して添付する。

【19. 給水設備及び排水設備の不具合の発生状況】

- 【イ. 不具合】 有 無
- 【ロ. 不具合記録】 有 無
- 【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【20. 備考】

建築設備に係る不具合の状況

【1. 換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【2. 排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
令和3年 3月	手動開放装置の 操作がしづらい	装置ハンドルの折損	令和3年 5月	機器の更新

【3. 非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

【4. 給水設備及び排水設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
検査対象外				

建築設備に係る不具合の状況について

1 欄、2 欄又は3 欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6 欄、10 欄又は14 欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入する。

- ※不具合の考え方
- ①機器の故障、異常動作、劣化損傷等に起因するもの。
 - ②設備が本来満たすべき機能に重大な支障を及ぼすもの。

「不具合等を把握した年月」欄：当該不具合等を把握した年月を記入する。
「不具合等の概要」欄：当該不具合等の概要を記入する。
「考えられる原因」欄：当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入する。
「改善(予定)年月」欄：既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」マークを記入する。
「改善措置の概要等」欄：既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入する。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入すること。

※○前回検査時以降に不具合を把握した場合

- 今回検査前に改善済の場合 → 第三面に記載する。
 - 今回検査前に未改善の場合
 - ・不具合の項目が告示285号に定める検査項目の場合 → 今回の検査結果に反映する。
 - ・不具合の項目が告示285号に定める検査項目以外の場合 → 第三面に記入する。
- 前回検査時以降に不具合を把握していない場合は → 第三面を省略することができる。

※各設備に対する記載例を「参考資料-1」(付122)に記載する。

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外のときは、「指摘なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたもの全てにおいて、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ④ 4欄の「ロ」は、指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入してください。
- ⑤ 4欄の「ハ」は、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄のいずれかの「ハ」において改善予定があるとしているときは「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄の「ハ」に記入されている改善予定年月のうち最も早いものを併せて記入してください。
- ⑥ 4欄の「ニ」は、指摘された事項以外に特に報告すべき事項があれば記入してください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、建築設備等の概要及び当該建築設備等の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 1欄の「ニ」は、検査対象の建築設備について、該当する全てのチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ③ 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の確認（建築基準法第87条の4及び同法第88条第2項の規定により準用して適用される同法第6条第1項に規定する確認を含む。以下この様式において同じ。）について「ハ」及び「ニ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ④ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ⑤ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の建築設備等に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑥ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑦ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑧ 4欄から19欄までは、検査の対象となっていない建築設備等の欄には記入する必要はありません。
- ⑨ 4欄、8欄、12欄及び16欄は、代表となる検査者並びに検査に係る建築設備に係るすべての検査者について記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑩ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が建築設備検査員である場合は、建築設備検査員資格者証の交付番号を「建築設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑪ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑫ 4欄、8欄、12欄及び16欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑬ 5欄の「イ」は、換気のための有効な部分の面積が居室の床面積の20分の1未満となる居室（建築基準法第28条第3項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について、「ロ」は同項に規定する室（同項に規定する特殊建築物の居室を除く。）について記入し、それぞれ該当する室がない場合においては「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ハ」は、同項に規定する特殊建築物の居室について記入してください。
- ⑭ 17欄の「イ」、「ロ」及び「ホ」は、それぞれ該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「その他」の場合は併せて具体的な内容を記入してください。

- ⑮ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑯ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。
- ⑰ 6欄、10欄、14欄及び18欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘をうけた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑱ 前回検査時以降に把握した火災時の排煙設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下、「不具合」という。）について第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄、11欄、15欄又は19欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録が有るときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄、11欄、15欄又は19欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄、11欄、15欄又は19欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑲ 9欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑳ 9欄の「ロ」、「ハ」及び「ニ」は、それぞれ該当する室がないときに「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、「ホ」は、「ロ」、「ハ」及び「ニ」以外の居室、廊下及び階段の用に供する部分について記入してください。
- ㉑ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、20欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面の1欄、2欄、3欄又は4欄は、前回検査時以降に把握した建築設備に係る不具合のうち第二面の6欄、10欄、14欄又は18欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善(予定)年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「-」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

検査結果表
(換気設備)

この書類は建築物ごとに作成する。

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	清水 一郎	検査者番号	1
	その他の検査者	清水 二郎		2

検査結果表 (H31.1.29~) について
記入欄が不足する場合は、枠を拡大又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付する。

当該検査に関与した検査者について
「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構わない。

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号	
		指摘なし	要是正	既存不適格		
1 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）						
(1)	機械換気設備（中央管理方式の空調設備を含む。）の外観	給気機の外気取り入れ口並びに直接外気に開放された給気口及び排気口への雨水等の防止措置の状況	○			1
(2)		給気機の外気取り入れ口及び排気機の排気口の取付けの状況	○			1
(3)		各居室の給気口及び排気口の設置位置	○			1
(4)		各居室の給気口及び排気口の取付けの状況	○			1
(5)		風道の取付けの状況	○			1
(6)		風道の材質	○			1
(7)		給気機又は排気機の設置の状況	○			1
(8)		換気扇による換気の状況	○			1
(9)	機械換気設備（中央管理方式の空調設備を含む。）の性能	各居室の換気量	○			2
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○			2
(11)	中央管理方式の空調設備	空調設備の設置の状況	○			1
(12)		空調設備及び配管の外観	○			1
(13)		空調設備の運転の状況	○			1
(14)		空気ろ過器の点検口	○			1
(15)		冷却塔と建築物の他の部分との離隔距離	○			1
(16)	空調設備の性能	各居室の温度	○			2
(17)		各居室の相対湿度	○			2
(18)		各居室の浮遊粉じん量	○			2
(19)		各居室の一酸化炭素含有率	○			2
(20)		各居室の二酸化炭素含有率	○			2
(21)		各居室の気流	○			2
2 換気設備を設けるべき調理室等						
(1)	自然換気設備及び機械換気設備	排気筒、排気フード及び煙突の材質	○			1
(2)		排気筒、排気フード及び煙突の取付けの状況	○			1
(3)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の大きさ	○			1
(4)		給気口、排気口及び排気フードの位置	○			1
(5)		給気口、給気筒、排気口、排気筒、排気フード及び煙突の設置の状況	○			1
(6)		排気筒及び煙突の断熱の状況				
(7)		排気筒及び煙突と可燃物、電線等との離隔距離				
(8)		煙突等の防火ダンパー、風道等の設置の状況				
(9)	自然換気設備	煙突の先端の立ち上りの状況（密閉型燃焼器具の煙突を除く。）				
(10)	機械換気設備	煙突に連結した排気筒及び半密閉式瞬間湯沸器等の設置の状況				
(11)		換気扇による換気の状況	○			1
(12)		給気機又は排気機の設置の状況	○			1
(13)		機械換気設備の換気量		○		2
3 法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室等						
(1)	防火ダンパー等（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの設置の状況	○			1
(2)		防火ダンパーの取付けの状況	○			1
(3)		防火ダンパーの作動の状況	○			1
(4)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○			1
(5)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	○			1
(6)		防火ダンパーの温度ヒューズ	○			1
(7)		壁及び床の防火区画貫通措置部の措置の状況	○			1
(8)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の位置				
(9)		連動型防火ダンパーの煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器との連動の状況				
4 上記以外の検査項目等						

検査結果について
「検査結果」欄は、H20国交省告示第285号 別表の(い)欄に掲げる検査項目に応じ、(ろ)欄に掲げる検査事項について、同表(は)欄に掲げる方法により検査を実施し、(に)欄の判定基準により判定結果を記入する。検査方法及び判定基準の詳細は、『建築設備定期検査業務基準書(2016年版)』の基準により判定する。

既存不適格項目について
「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入する。※建築基準法第28条の2によるシックハウス対策用の換気設備については、検査対象となっていないため、定期検査報告においては既存不適格としての記載は不要である。

●1年から3年以内に1回検査を行なう項目について
建築基準法施行規則第6条第1項により、1(9)、(10)、(16)～(21)の検査項目においては1年から3年以内に1回検査を行うことになっている。
※静岡県においては、建築基準法施行細則により3年以内に1回と定めている。例えば前年度及び今年度においては、これらの項目の検査を行わず、来年度にまとめて全数検査を予定している場合は、この項目は空欄とし、4「上記以外の検査項目等」にその旨を記載すること。なお、検査対象の設備は、全数検査を実施する必要があるが、これらの項目においては、全数検査を3年で等分して行っても良い。この場合、検査結果欄においては、3年以内に行なった全数検査に対する評価を記入する。(例：今年度の検査対象の結果が「指摘なし」の場合において、前年の測定結果が「要是正」で、前回の検査以降に是正された記録がある場合は今回の評価は「指摘なし」とするが、ない場合は「要是正」とする。検査対象となつてから3年に満たない場合は検査済み分で評価する。)

機械換気設備の性能について
1(9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室（換気設備を設けるべき調理室等を除く。）の換気状況評価表（別表1）を添付すること。なお、今年度検査を実施しない場合は前回の換気状況評価表を、全数検査を3年で等分して行った場合は3年以内の換気状況評価表も合わせて添付すること。

火気使用室等の機械換気設備の性能について
2(13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表（別表2）を添付すること。なお、これらの項目においては毎年全数の検査が必要となる。

担当検査者番号について
「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入する。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構わない。

検査対象外項目について
該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消する。

上記以外の検査項目について
「上記以外の検査項目」欄は、H20国交省告示第285号 第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した検査項目について検査結果等を記入する。ただし、静岡県では追加の検査項目がないので、この欄は削除して構わない（空欄のままでもよい）。（令和3年4月時点）

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
2-13	機械換気設備の換気量	厨房の換気風量不足	排気フードのグリスフィルター清掃	R4.3

特記事項について
「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合又は改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月(予定の場合は()書きとする)を記入する。

：3年以内に1回検査を行う項目

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面 4 欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に換気設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第一(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 1 (9)「各居室の換気量」については、法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室(換気設備を設けるべき調理室等を除く。)の換気状況評価表(別表1)を添付してください。
- ⑫ 2 (13)「機械換気設備の換気量」については、換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表(別表2)を添付してください。
- ⑬ 4 「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、4は削除して構いません。
- ⑭ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑮ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

「著しい腐食」の判定基準について

各検査項目のうち「著しい腐食」についての判定基準を「参考資料-2」(付123)に掲載する。

写真について

要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)について、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い、この検査結果表に添付すること。
※なお、写真は、「要是正」の項目がない場合は、省略しても構わないが、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても特記すべき事項があれば、必要に応じて添付することが望ましい。

各階平面図について

各階平面図は報告書に添付の必要はないが、検査対象箇所及び検査実施箇所を把握する意味で、現場に整備しておくことが望ましい。

検査結果表
(排煙設備)

この書類は建築物ごとに作成する。

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名 清水 一郎	検査者番号 1
	その他の検査者	清水 二郎	2

検査結果表 (H31.1.29~) について

記入欄が不足する場合は、枠を拡大又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付する。

当該検査に関与した検査者について

「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構わない。

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降口ビ一、令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)	排煙機	排煙機の設置の状況	○		1
(2)		排煙風道との接続の状況	○		1
(3)		排煙出口の設置の状況	○		1
(4)		排煙出口の周囲の状況	○		1
(5)		屋外に設置された煙排出口への雨水等の防止措置の状況	○		1
(6)	排煙機の性能	排煙口の開放との連動起動の状況	○		2
(7)		作動の状況	○		2
(8)		電源を必要とする排煙機の予備電源による作動の状況	○		2
(9)		排煙機の排煙風量	○		2
(10)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○		2
(11)	排煙口	機械排煙設備の排煙口の位置	○		1
(12)		排煙口の周囲の状況	○		1
(13)		排煙口の取付けの状況	○		1
(14)		手動開放装置の周囲の状況	○		1
(15)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	○		1
(16)	機械排煙設備の排煙口の性能	手動開放装置による開放の状況	○		1
(17)		排煙口の開放の状況	○		1
(18)		排煙口の排煙風量	○		2
(19)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○		2
(20)		煙感知器による作動の状況	○		2
(21)	排煙風道	機械排煙設備の排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	○		1
(22)		排煙風道の取付けの状況	○		1
(23)		排煙風道の材質	○		1
(24)		防煙壁の貫通措置の状況	○		1
(25)		排煙風道と可燃物、電線等との離隔距離及び断熱の状況	○		1
(26)	防火ダンパー（外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に設けるものを除く。）	防火ダンパーの取付けの状況	○		1
(27)		防火ダンパーの作動の状況	○		1
(28)		防火ダンパーの劣化及び損傷の状況	○		1
(29)		防火ダンパーの点検口の有無及び大きさ並びに検査口の有無	○		1
(30)		防火ダンパーの温度ヒューズ	○		1
(31)		壁及び床の防火区画貫通部の措置の状況	○		1
(32)	特殊な構造の排煙設備	排煙口及び給気口の大きさ及び位置	○		1
(33)		排煙口及び給気口の周囲の状況	○		1
(34)		排煙口及び給気口の取付けの状況	○		1
(35)		手動開放装置の周囲の状況	○		1
(36)		手動開放装置の操作方法の表示の状況	○		1
(37)	特殊な構造の排煙設備の排煙口の性能	排煙口の排煙風量	○		2
(38)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○		2
(39)		煙感知器による作動の状況	○		2
(40)	特殊な構造の排煙設備の給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）	給気風道の劣化及び損傷の状況	○		1
(41)		給気風道の材質	○		1
(42)		給気風道の取付けの状況	○		1
(43)		防煙壁の貫通措置の状況	○		1
(44)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の性能	給気送風機の設置の状況	○		1
(45)		給気風道との接続の状況	○		1
(46)		排煙口の開放と連動起動の状況	○		2
(47)		作動の状況	○		2
(48)		電源を必要とする給気送風機の予備電源による作動の状況	○		2
(49)		給気送風機の給気風量	○		2
(50)		中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○		2
(51)	特殊な構造の排煙設備の給気送風機の吸込口	吸込口の設置位置	○		1
(52)		吸込口の周囲の状況	○		1
(53)		屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況	○		1

検査結果について

「検査結果」欄は、H20国交省告示第285号 別表の(い)欄に掲げる検査項目に応じ、(ろ)欄に掲げる検査事項について、同表(は)欄に掲げる方法により検査を実施し、(に)欄の判定基準により判定結果を記入する。検査方法及び判定基準の詳細は、『建築設備定期検査業務基準書(2016年版)』の基準により判定する。

既存不適格項目について

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入する。

●1年から3年以内に1回検査を行なう項目について

建築基準法施行規則第6条第1項により、1(18)、(19)、(37)、(38)及び2(24)の検査項目においては1年から3年以内に1回検査を行うことになっている。

※静岡県においては、建築基準法施行細則により3年以内に1回と定めている。

例えば平成29及び30年度においては、これらの項目の検査を行わず、令和元年度にまとめて全数検査を予定している場合は、この項目は空欄とし、4「上記以外の検査項目等」にその旨を記載すること。

なお、検査対象の設備は、全数検査を実施する必要があるが、これらの項目においては、全数検査を3年で等分して行っても良い。この場合、検査結果欄においては、3年以内に行なった全数検査に対する評価を記入する。(例：今年度の検査対象の結果が「指摘なし」の場合において、前年の測定結果が「要是正」で、前回の検査以降に是正された記録がある場合は今回の評価は「指摘なし」とするが、ない場合は「要是正」とする。検査対象となってから3年に満たない場合は検査済み分で評価する。)

機械排煙設備の性能について

1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表(別表3)、1(37)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表(別表3-2)、2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表(別表3-3)を添付すること。

なお、1(18)、1(37)、2(24)の検査項目においては、今年度検査を実施しない場合は前回の測定記録表、全数検査を3年で等分して行った場合は3年以内の測定記録表も合わせて添付すること。

特殊な構造の排煙設備について

「特殊な構造の排煙設備」とは機械排煙設備(給気式)を示す。

検査対象外項目について

該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消する。

担当検査者番号について

「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入する。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構わない。

：3年以内に1回検査を行う項目

番号	検査項目等	検査結果			担当 検査者 番号
		指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
2	令第123条第3項第2号に規定する階段室又は付室、令第129条の13の3第13項に規定する昇降路又は乗降ロビー				
(1)	特別避難階段の階段室又は付室及び非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビーに設ける排煙口及び給気口				
(2)	排煙機、排煙口及び給気口の作動の状況				
(3)	給気口の周囲の状況				
(4)	排煙風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(5)	排煙風道の劣化及び損傷の状況				
(6)	排煙風道の取付けの状況				
(7)	排煙風道の材質				
(8)	給気口の周囲の状況				
(9)	給気口の取付けの状況				
(10)	給気口の自動開放装置の周囲の状況				
(11)	給気口の自動開放装置の操作方法の表示の状況				
(12)	給気口の性能				
(13)	給気口の自動開放装置による開放の状況				
(14)	給気口の開放の状況				
(15)	給気風道（隠蔽部分及び埋設部分を除く。）				
(16)	給気風道の劣化及び損傷の状況				
(17)	給気風道の取付けの状況				
(18)	給気風道の材質				
(19)	給気送風機の設置の状況				
(20)	給気風道との接続の状況				
(21)	給気送風機の性能				
(22)	給気口の開放と連動起動の状況				
(23)	給気送風機の作動の状況				
(24)	電源を必要とする給気送風機の子備電源による作動の状況				
(25)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況				
(26)	給気送風機の吸込口				
(27)	吸込口の設置位置				
(28)	吸込口の周囲の状況				
(29)	屋外に設置された吸込口への雨水等の防止措置の状況				
(30)	遮煙開口部の性能				
(31)	遮煙開口部の排出風速				
(32)	空気逃し口の大きさ及び位置				
(33)	空気逃し口の周囲の状況				
(34)	空気逃し口の取付けの状況				
(35)	空気逃し口の性能				
(36)	空気逃し口の作動の状況				
(37)	圧力調整装置の外観				
(38)	圧力調整装置の大きさ及び位置				
(39)	圧力調整装置の周囲の状況				
(40)	圧力調整装置の取付けの状況				
(41)	圧力調整装置の性能				
(42)	圧力調整装置の作動の状況				
3	令第126条の2第1項に規定する居室等				
(1)	可動防煙壁 手動降下装置の作動の状況	○			1
(2)	手動降下装置による連動の状況	○			1
(3)	煙感知器による連動の状況		○		1
(4)	可動防煙壁の材質	○			1
(5)	可動防煙壁の防煙区画	○			1
(6)	中央管理室における制御及び作動状態の監視の状況	○			2

可動防煙壁の状況について
遮煙性能を有する防火防煙シャッターを含む。

番号	検査項目等		検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
4	予備電源					
(1)	自家用発電装置	自家用発電機室の防火区画等の貫通措置の状況	○			2
(2)		発電機の発電容量	○			2
(3)		発電機及び原動機の状況	○			2
(4)		燃料油、潤滑油及び冷却水の状況	○			2
(5)		始動用の空気槽の圧力	○			2
(6)		セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況	○			2
(7)		燃料及び冷却水の漏洩の状況	○			2
(8)		計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況	○			2
(9)		自家用発電装置の取付けの状況	○			2
(10)		自家用発電機室の給排気の状況（屋内に設置されている場合に限る。）	○			2
(11)		接地線の接続の状況	○			2
(12)		絶縁抵抗	○			2
(13)	自家用発電装置の性能	電源の切替えの状況	○			2
(14)		始動の状況	○			2
(15)		運転の状況	○			2
(16)		排気の状況	○			2
(17)		コンプレッサー、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況	○			2
(18)	直結エンジン	直結エンジンの外観	直結エンジンの設置の状況			
(19)	ン	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(20)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況					
(21)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況					
(22)	給気部及び排気管の取付けの状況					
(23)	ケーブル					
(24)	接地線の接続の状況					
(25)	絶縁抵抗					
(26)	直結エンジンの性能	始動及び停止並びに運転の状況				
5	上記以外の検査項目等					
特記事項						
番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善（予定）年月		
3-3	煙感知器による連動の状況	可動防煙壁が煙感知器と連動作動しない	煙感知器の交換	R4.3		

上記以外の検査項目について

「上記以外の検査項目」欄は、H20国交省告示第285号 第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した検査項目について検査結果等を記入する。ただし、静岡県では追加の検査項目がないので、この欄は削除して構わない（空欄のままでもよい）。（令和3年4月時点）

特記事項欄について

「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合又は改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月（予定の場合は（ ）書きとする）を記入する。

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面8欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - 検査対象建築物に排煙設備がない場合は、この様式は省略して構いません。
 - 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを消線で抹消してください。
 - 「検査結果」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第二（ろ）欄に掲げる検査事項について同表（に）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - 1(9)「排煙機の排煙風量」及び1(18)「排煙口の排煙風量」については、排煙風量測定記録表（別表3）を添付してください。
 - 1(37)「排煙口の排煙風量」及び1(49)「給気送風機の給気風量」については、排煙風量測定記録表（別表3-2）を添付してください。
 - 2(24)「遮煙開口部の排出風速」については、排煙風量測定記録表（別表3-3）を添付してください。
 - 5「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、5は削除して構いません。
 - 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあって特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。
 - 要是正とされた検査項目等（既存不適格の場合を除く。）については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従って添付してください。

「著しい腐食」の判定基準について

各検査項目のうち「著しい腐食」についての判定基準を「参考資料-2」（付123）に掲載する。

写真について

要是正とされた検査項目（既存不適格の場合を除く。）について、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い、この検査結果表に添付すること。
 ※なお、写真は、「要是正」の項目がない場合は、省略しても構わないが、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても特記すべき事項があれば、必要に応じて添付することが望ましい。

各階平面図について

各階平面図は報告書に添付の必要はないが、検査対象箇所及び検査実施箇所を把握する意味で、現場に整備しておくことが望ましい。

検査結果表
(非常用の照明装置)

この書類は建築物ごとに作成する。

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者	清水 一郎	1
		清水 二郎	2

番号	検査項目等	検査結果			担当検査者番号
		指摘なし	要是正	既存不適格	
1	照明器具				
(1)	非常用の照明器具				
(2)	明器具				
2	電池内蔵形の蓄電池、電源別置形の蓄電池及び自家発電装置				
(1)	予備電源				
(2)	照度				
(3)	分電盤				
(4)	配線				
3	電源別置形の蓄電池及び自家発電装置				
(1)	配線				
(2)	電気回路の接続の状況				
(3)	接続部(幹線分岐及びボックス内に限る。)の耐熱処理の状況				
(4)	予備電源から非常用の照明器具間の配線の耐熱処理の状況(隠蔽部分及び埋設部分を除く。)				
(5)	切替回路				
(6)	蓄電池設備と自家発電装置併用の場合の切替の状況				
4	電池内蔵形の蓄電池				
(1)	配線及び充電ランプ				
(2)	電圧				
5	電源別置形の蓄電池				
(1)	蓄電池等の状況				
(2)	蓄電池等の換気の状況				
(3)	蓄電池の設置の状況				
(4)	蓄電池の性能				
(5)	電圧				
(6)	電解液比重				
(7)	電解液の温度				
(8)	充電器				
(9)	充電器室の防火区画等の貫通措置の状況				
(10)	キュービクルの取付けの状況				
6	自家発電装置				
(1)	自家発電装置等の状況				
(2)	発電機の発電容量				
(3)	発電機及び原動機の状況				
(4)	燃料油、潤滑油及び冷却水の状況				
(5)	始動用の空気槽の圧力				
(6)	セル始動用蓄電池及び電気ケーブルの接続の状況				
(7)	燃料及び冷却水の漏洩の状況				
(8)	計器類及びランプ類の指示及び点灯の状況				
(9)	自家発電装置の取付けの状況				
(10)	自家発電機室の給排気の状況(屋内に設置されている場合に限る。)				
(11)	接地線の接続の状況				
(12)	絶縁抵抗				
(13)	自家発電装置等の電源の切替の状況				
(14)	性能				
(15)	始動の状況				
(16)	運転の状況				
(17)	排気の状況				
(18)	ポンプレシーバ、燃料ポンプ、冷却水ポンプ等の補機類の作動の状況				
7	上記以外の検査項目等				

番号	検査項目等	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改善(予定)年月
2-1	予備電源の性能	電池内蔵型のバッテリー劣化	バッテリー交換	R4.3
2-2	照度の状況	電球の球切れ	電球の交換	R4.3

検査結果表 (H31.1.29~) について
記入欄が不足する場合は、枠を拡大又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付する。

当該検査に関与した検査者について
「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構わない。

検査結果について
「検査結果」欄は、H20国交省告示第285号 別表の(い)欄に掲げる検査項目に応じ、(ろ)欄に掲げる検査事項について、同表(は)欄に掲げる方法により検査を実施し、(に)欄の判定基準により判定結果を記入する。検査方法及び判定基準の詳細は、『建築設備定期検査業務基準書(2016年版)』の基準により判定する。

既存不適格項目について
「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入する。

検査対象について
平成12年建設省告示第1411号の改正等により設置不要となった部分(床面積が30㎡以下の居室で基準を満たすもの等)がある場合、当該設置不要部分の検査は不要。(建物利用者の混乱を避けるため、設置不要として取扱う部分の器具等は撤去等を行い、建築基準法施行細則に基づく変更届出書を提出するのが望ましい。)
参考：静岡県行政連絡会議 「法改正等により設置を要しないこととなった部分の非常用の照明装置の定期検査の取扱い」(令和元年春期部会)(抄)
平成12年建設省告示第1411号の改正等により、規制の適用を受けないことになった居室に設けられている既設の非常用の照明装置の定期検査の取扱いについては次のとおりとする。
以下のいずれかの書類に、平成12年建設省告示第1411号の改正等を適用して設置不要と取扱う部分であることが明記されており、その記載を検査者が確認できる場合には、当該部分の非常用照明装置の検査は不要。ただし、検査対象とすることを妨げるものではない。
・定期調査報告書及び調査結果資料、または同等の調査結果資料
・法改正以降の建築確認図書

予備電源への切替え及び器具の点灯の状況
2(1)「点灯の状況」については、毎年全数の検査が必要。電球の球切れの場合は「要是正」欄に○印を記入すること。

予備電源の性能について
予備電源は、蓄電池又は蓄電池と自家発電装置を組み合わせたもの(常用の電源が断たれた場合に直ちに蓄電池により非常用の照明装置を点灯させるものに限る。)である必要があるため、平成12年の法改正以前の施設において、予備電源が自家発電装置のみの場合は「既存不適格」とする。蓄電池内蔵型の非常照明で、バッテリー切れの場合は「要是正」欄に○印を記入すること。

照度の状況について
2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付すること。
なお、測定位置については、各室ごとに、『建築設備定期検査業務基準書(2016年版)』の基準を参考とし、主として避難活動を行うに当り最も必要な点を中心に行うこと。
電池内蔵型、電源別置型及び自家発電装置の全ての点灯方式について測定する。

担当検査者番号について
「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入する。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構わない。

検査対象外項目について
該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当調査者番号」欄までを取消線で抹消する。

上記以外の検査項目について
「上記以外の検査項目」欄は、H20国交省告示第285号 第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、特定行政庁が追加した検査項目について検査結果等を記入する。ただし、静岡県では追加の検査項目がないので、この欄は削除して構わない(空欄のままでもよい)。(令和3年4月時点)

特記事項欄について
「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は改善年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月(予定の場合は()書きとする)を記入する。

(注意)

- ① この書類は、建築物ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- ③ 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の6様式第二面12欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ④ 検査対象建築物に非常用の照明装置がない場合は、この様式は省略して構いません。
- ⑤ 該当しない検査項目等がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを打消線で抹消してください。
- ⑥ 「検査結果」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる各検査事項ごとに記入してください。
- ⑦ 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表第三(ろ)欄に掲げる検査事項について同表(に)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- ⑧ 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑦に該当しない場合に○印を記入してください。
- ⑨ 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- ⑩ 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- ⑪ 2(2)「照度」については、非常用の照明装置の照度測定表(別表4)を添付してください。
- ⑫ 7「上記以外の検査項目等」は、第2ただし書の規定により特定行政庁が検査項目等を追加したとき又は第2第2項の規定により検査の方法を記載した図書があるときに、特定行政庁が追加した検査項目等又は第2第2項に規定する図書に記載されている検査項目等を追加し、⑥から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目等がない場合は、7は削除して構いません。
- ⑬ 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目等の番号、検査項目等を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- ⑭ 要是正とされた検査項目等(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い添付してください。

「著しい腐食」の判定基準について

各検査項目のうち「著しい腐食」についての判定基準を「参考資料-2」(付123)に掲載する。

写真について

要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)について、要是正とされた部分を撮影した写真を別添の様式に従い、この検査結果表に添付すること。
※なお、写真は、「要是正」の項目がない場合は、省略しても構わないが、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても特記すべき事項があれば、必要に応じて添付することが望ましい。

各階平面図について

各階平面図は報告書に添付の必要はないが、検査対象箇所及び検査実施箇所を把握する意味で、現場に整備しておくことが望ましい。

別表2 換気設備を設けるべき調理室等の換気風量測定表 (A4)

測定年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇〇		型式番号等		〇〇〇-〇〇	
室番 (場所)	使用器具	発熱量(kW)	換気型式(n)	必要換気量 (m³/h)	開口面積 (m²)	測定風速 ^{*注} (m/s)	測定風量 (m³/h)	判定
1階厨房	ガスレンジ (グリル付き)	16.7	40・30・20・2	466	0.07	1.5	378	指摘なし・要是正
1階厨房	炊飯器 (2L)	2.1	40・30・20・2	79	0.09	1.5	486	指摘なし・要是正
1階厨房	ガスオープン	2.8	40・30・20・2	105				
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正
			40・30・20・2					指摘なし・要是正

注) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。

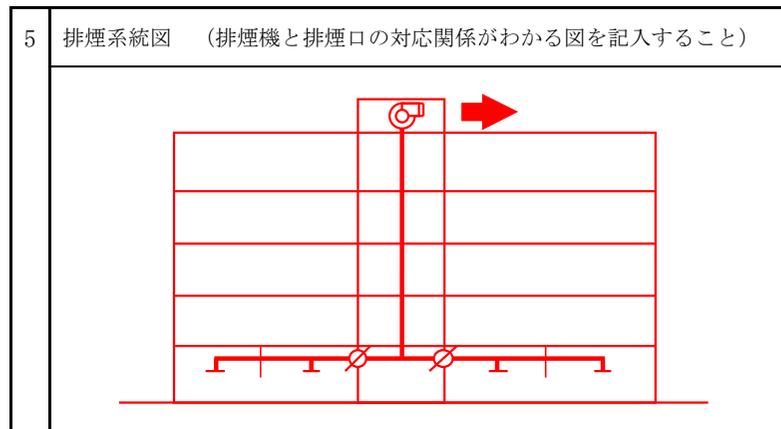
別表3 排煙風量測定記録表 (A4) *注1)

測定年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇	型式番号等	〇〇〇-〇〇
1	排煙機系統(機器番号等)		排煙機銘板表示	排煙機の規定風量	
	〇〇-〇〇〇〇-〇〇		一般系統(〇〇-〇)	最大防煙区画面積 300 m ² × 1 or 2 = 600 m ³ /min	

階	室名	排煙口				判定
		排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s)*注2)	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
2	1 ホールA	0.50	10.4	312.0	300	指摘なし・要是正
	1 ホールB	0.25	10.2	153.0	100	指摘なし・要是正
	1 廊下A	0.20	8.5	102.0	100	指摘なし・要是正
	1 廊下B	0.20	9.2	110.4	100	指摘なし・要是正
						指摘なし・要是正

3	排煙機				判定	
	排煙機 (番号等)	煙排出口面積 (m ²)	測定風速 (m/s)*注2)	測定風量 (m ³ /min)		規定風量 (m ³ /min)
	〇〇〇〇	1.0	10.52	631	600	指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正



- 注1) 本記録表は、排煙機系統ごとに記入する。
 注2) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
 注3) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

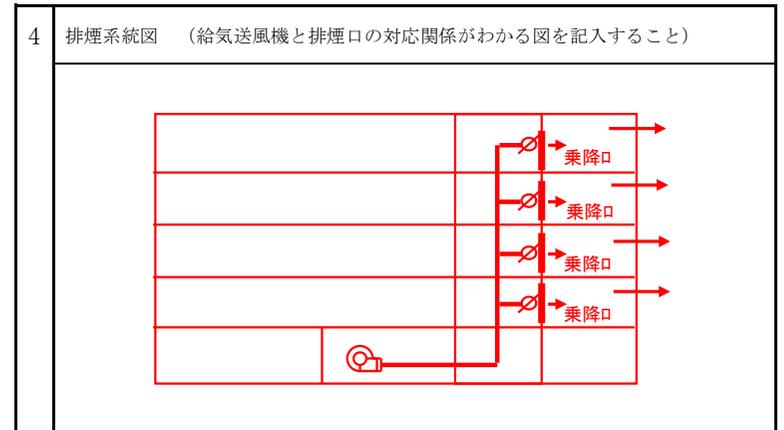
別表 3-2 排煙風量測定記録表 (A 4) 給気式 (特殊な構造の排煙設備)

測定年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇	型式番号等	〇〇〇-〇〇
1	給気送風機系統(機器番号等)		給気送風機銘板表示	給気送風機の性能(風量)	
	〇〇-〇〇〇〇-〇〇		〇〇×〇〇×〇〇	250 m ³ /min	

階	室名	排煙口				判定
		排煙口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{※注1)}	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
2	乗降ロビー	0.25	9.7	145	10~137	指摘なし・要是正
3	乗降ロビー	0.25	7.6	114	10~137	指摘なし・要是正
4	乗降ロビー	0.25	8.0	120	10~137	指摘なし・要是正
5	乗降ロビー	0.25	8.2	133	10~137	指摘なし・要是正

3	給気送風機				判定
	吸込口面積 (m ²)	測定風速 (m/s) ^{※注1)}	測定風量 (m ³ /min)	規定風量 (m ³ /min)	
	0.25	9.0	135	10~137	指摘なし・要是正

4	直結エンジン (内燃エンジン) の有無	予備電源又は直結エンジン切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正



注1) 「測定風速」欄には、原則として測定した箇所平均風速を記入する。
 注2) 自主点検等による排煙風量測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。

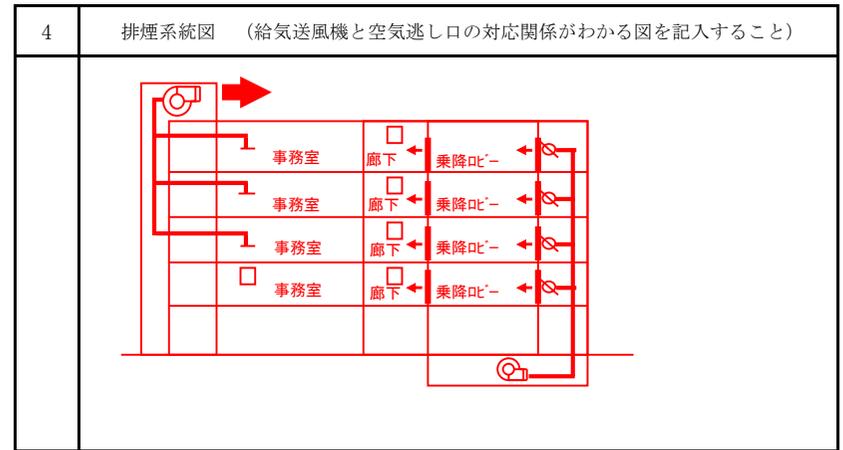
別表3-3 排煙風量測定記録表 (A4) 加圧式 (加圧防排煙設備)

測定年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	測定機器 メーカー名	〇〇〇〇	型式番号等	〇〇〇-〇〇
1	給気送風機系統(機器番号等)		給気送風機銘板表示	給気送風機の性能(風量)	
	〇〇-〇〇〇〇-〇〇		〇〇×〇〇×〇〇	360 m ³ /min	

階	室名	遮煙開口部・空気逃し口			測定排煙風速*注2 (m/s)	規定排出風速*注3 (m/s)	算定式*注3)	遮煙開口部の高さ(m)	判定
		空気逃し口的方式*注1)							
2	2 乗降ロビー	1. 自然方式	<input checked="" type="checkbox"/>		5.6	4.67	②	2	指摘なし・要是正
		2. 機械方式	<input type="checkbox"/>						
		3. 併用方式	<input type="checkbox"/>						
		1. 自然方式	<input type="checkbox"/>						
2	3 乗降ロビー	1. 自然方式	<input type="checkbox"/>		5.7	4.67	②	2	指摘なし・要是正
		2. 機械方式	<input type="checkbox"/>						
		3. 併用方式	<input checked="" type="checkbox"/>						
		1. 自然方式	<input type="checkbox"/>						
		2. 機械方式	<input type="checkbox"/>						指摘なし・要是正
		3. 併用方式	<input type="checkbox"/>						指摘なし・要是正

3	直結エンジン (内燃エンジン)の有無	予備電源又は直結エンジン 切り替え
	有 ・ 無	指摘なし・要是正

- 注1) 「空気逃し口的方式」欄には、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れる。
- 注2) 「測定排出風速」欄には、原則として測定した箇所の平均風速を記入する。
- 注3) 隣接室を区画する当該区画の仕様及び隣接室の仕様に応じて、規定排出風速Vの算定式を以下の①から③のいずれかを選択し、「算定式」欄に記入する。また、当該算定式により排出風速を算出し、「規定排出風速」欄に記入する。この場合において、Vは排出風速、Hは遮煙開口部の高さを表す。
- ① $V = 2.7\sqrt{H}$ ② $V = 3.3\sqrt{H}$ ③ $V = 3.8\sqrt{H}$
- 注4) 自主点検等による風速測定記録がある場合は、実施時期、測定方法、測定値等が適正であるか否かを判定すること。



別表4 非常用の照明装置の照度測定表 (A4)

測定年月日	令和〇〇年〇月〇〇日	測定機器	メーカー名	〇〇〇〇	型式番号等	〇〇〇〇〇
光源の種類	最低照度の測定場所		最低照度 (lx)		判定	
	階	部屋・廊下等				
白熱灯	2	客室205		0		指摘なし・要是正
蛍光灯	1	階段		5		指摘なし・要是正
その他(LED)	2	エレベーターホール		6		指摘なし・要是正

(別紙)

階別	測定場所	測定位置 ^{*注1}	光源の種類 ^{*注2}	照度 (lx)
1	ロビー	北東	白熱灯 (内)	8
1	ロビー	北西	白熱灯 (内)	7
1	ロビー	南東	白熱灯 (内)	8
1	ロビー	南西	白熱灯 (内)	9
1	廊下	東端	白熱灯 (内)	3
1	階段	踊り場	蛍光灯 (内)	5
2	廊下	東端	白熱灯 (内)	4
2	エレベーターホール	乗場前	LED (内)	6
2	廊下	西端	白熱灯 (内)	5
2	客室201	出入口付近	白熱灯 (内)	8
2	客室202	出入口付近	白熱灯 (内)	9
2	客室203	出入口付近	白熱灯 (内)	9
2	客室204	出入口付近	白熱灯 (内)	8
2	客室205	出入口付近	白熱灯 (内)	0
2	客室206	出入口付近	白熱灯 (内)	7
2	客室207	出入口付近	白熱灯 (内)	8
2	客室208	出入口付近	白熱灯 (内)	8
2	客室209	出入口付近	白熱灯 (内)	8
2	客室210	出入口付近	白熱灯 (内)	9
2	階段	踊り場	蛍光灯 (内)	6
3	廊下	東端	白熱灯 (内)	5
3	エレベーターホール	乗場前	LED (内)	7
3	廊下	西端	白熱灯 (内)	5
3	客室301	出入口付近	白熱灯 (内)	8
3	客室302	出入口付近	白熱灯 (内)	7
3	客室303	出入口付近	白熱灯 (内)	7
3	客室304	出入口付近	白熱灯 (内)	8
3	客室305	出入口付近	白熱灯 (内)	9
3	客室306	出入口付近	白熱灯 (内)	9
3	客室307	出入口付近	白熱灯 (内)	8
3	客室308	出入口付近	白熱灯 (内)	9
3	客室309	出入口付近	白熱灯 (内)	8
3	客室310	出入口付近	白熱灯 (内)	7

測定位置
測定位置については、各室ごとに、『建築設備定期検査業務基準書(2016年版)』の基準を参考とし、主として避難活動を行うに当り最も必要な点を中心に行うこと。(全室検査を実施し、測定場所が多い場合は『基準書』の記入例を参考に作製する)

注 1) 「測定位置」欄には、「出入口付近」、「右壁中央付近」のように明記する。
注 2) 「光源の種類」欄には、白熱灯、蛍光灯、その他の別及び電池内蔵のものにあっては、(内)と付す。

別添様式 関係写真 (A4)

部位	番号	検査項目等	検査結果
	2-(13)	機械の換気設備換気量	<input checked="" type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項	火気使用室の換気風量不足。

部位	番号	検査項目等	検査結果
			<input type="checkbox"/> 要是正 <input type="checkbox"/> その他
写真貼付		特記事項	

- (注意)
- ① この書類は、検査の結果「要是正」かつ「既存不適格」ではない項目等について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目等についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目等がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目等」は、それぞれ別記第一号様式から第四号様式の番号、検査項目等に対応したものを記入してください。
 - ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

第三十六号の七様式（第六条、第六条の二の二、第六条の三、第十一条の四関係）（A4）

定期検査報告概要書
（建築設備（昇降機を除く。））

（第一面）

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル カイチョウ シズオカ ソウイチロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 会長 静岡 総一郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル ダイヒョウトリシマリヤク シズオカ タロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 代表取締役 静岡 太郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ロ. 名称のフリガナ】 カブ〇〇ホテル
【ハ. 名称】 (株)〇〇ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

【4. 検査による指摘の概要】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり（ 既存不適格） 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】 火気使用室（厨房）の換気風量不足
可動防煙壁が煙感知器により連動作動せず
事務室の非常照明のバッテリー切れ
客室の非常照明の電球切れ
【ハ. 改善予定の有無】 有（ 令和4年 3月に改善予定） 無
【ニ. その他特記事項】

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 不具合の概要】 手動開放装置の操作がしづらい
【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定（ 年 月に改善予定）
 予定なし（理由：)

建築設備の状況等

【1. 建築物の概要】

- 【イ. 階数】 地上 6 階 地下 1 階
 【ロ. 建築面積】 900 m²
 【ハ. 延べ面積】 3,525 m²
 【ニ. 検査対象建築設備】 換気設備 排煙設備 非常用の照明装置
給水設備及び排水設備

【2. 確認済証交付年月日等】

- 【イ. 確認済証交付年月日】 昭和50年 12月 1日 第 5678 号
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和51年 9月 1日 第 100 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

- 【イ. 今回の検査】 令和3年 9月 8日実施
 【ロ. 前回の検査】 実施 (令和2年 9月 3日報告) 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 換気設備の検査者】

(代表となる検査者)

- 【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
 建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス イチロウ

【ハ. 氏名】 清水 一郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所

(1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(その他の検査者)

- 【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
 建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス シロウ

【ハ. 氏名】 清水 二郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所

(1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【5. 換気設備の概要】

- 【イ. 無窓居室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (1系統 2室)
中央管理方式の空気調和設備 (系統 室)
その他 (系統 室) 無
 【ロ. 火気使用室】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (5系統 5室)
その他 (系統 室) 無
 【ハ. 居室等】 自然換気設備 (系統 室) 機械換気設備 (5系統 5室)
中央管理方式の空気調和設備 (5系統 50室)
その他 (系統 室) 無
 【ニ. 防火ダンパーの有無】 有 無

【6. 排煙設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミズ イチロウ

【ハ. 氏名】 清水 一郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(その他の検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミズ シロウ

【ハ. 氏名】 清水 二郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【7. 排煙設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)

全館避難安全検証法 その他 ()

【ロ. 特別避難階段の階段室又は付室】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ハ. 非常用エレベーターの昇降路又は乗降ロビー】

吸引式 (区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ニ. 非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供する付室】

吸引式 (4区画) 給気式 (区画) 加圧式 (区画) 無

【ホ. 居室等】 吸引式 (区画) 給気式 (区画) 無

【ヘ. 予備電源】 蓄電池 自家用発電装置 直結エンジン その他 ()

【8. 非常用の照明装置の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミズ イチロウ

【ハ. 氏名】 清水 一郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(その他の検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
建築設備検査員 第 〇〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミズ シロウ

【ハ. 氏名】 清水 二郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号

【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇

【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【9. 非常用の照明装置の概要】

- 【イ. 照明器具】 白熱灯 (55灯) 蛍光灯 (10灯)
LEDランプ (20灯) その他 () 灯)
- 【ロ. 予備電源】 蓄電池 (内蔵形) (居室55灯、廊下20灯、階段10灯)
蓄電池 (別置形) (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
自家発電装置 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
蓄電池 (別置形)・自家発電装置併用 (居室 灯、廊下 灯、階段 灯)
その他 ()

【10. 給水設備及び排水設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

(その他の検査者)

【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
建築設備検査員 第 号

【ロ. 氏名のフリガナ】

【ハ. 氏名】

【ニ. 勤務先】

() 建築士事務所 () 知事登録第 号

【ホ. 郵便番号】

【ヘ. 所在地】

【ト. 電話番号】

検査対象外

【11. 給水設備及び排水設備の概要】

【イ. 飲料水の配管設備】 給水タンク (基 m³) 貯水タンク (基 m³)
その他 ()

【ロ. 排水設備】 排水槽 (汚水槽 雑排水槽 合併槽 雨水槽・湧水槽)
排水再利用配管設備 その他 ()

【ハ. 圧力タンクの有無】 有 無

【ニ. 給湯方式】 局所式 中央式

【ホ. 湯沸器】 開放式燃焼器 半密閉式燃焼器 密閉式燃焼器
その他 ()

【12. 備考】

(注意)

この様式には、第三十六号の六様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があった建築設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

付 6 報告書記載例（防火設備）

台帳番号 01 - 0234

定期検査報告書
(防火設備)
(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実
に相違ありません。
特定行政庁 静岡県知事 様

令和3年 10月 1日
報告者氏名 (株)〇〇ホテル 代表取締役 静岡 太郎
検査者氏名 清水 一郎

【1. 所有者】
【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル カイチョウ シズオカ ソウイチロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 会長 静岡 総一郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【2. 管理者】
【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル ダイヒョウトリシマリヤク シズオカ タロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 代表取締役 静岡 太郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ホ. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【3. 報告対象建築物】
【イ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ロ. 名称のフリガナ】 カブ〇〇ホテル
【ハ. 名称】 (株)〇〇ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

【4. 検査による指摘の概要】
 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
金物の固定ビスが緩み、扉がぐらついて閉鎖しない。
防火扉について電源回路の故障で予備電源に切り替わらない

台帳番号について
特定行政庁が定めている台帳番号※を記入する。
※前回の報告書に明記されている。
初めて報告する等、わからない場合は記入しない。

報告先について
建築物の所在地により、特定行政庁名を記入する。
(静岡県知事、静岡市長、浜松市長、沼津市長、富士市長、富士宮市長、焼津市長のいずれか)

報告日付について
定期報告書の提出日を記入する。
和暦、西暦のどちらも可(以下同じ。)

報告者・検査者の氏名について
報告者は、建物の「所有者」を記入する。(「所有者」と「管理者」が異なる場合は「管理者」とする。)
検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入する。
省令改正により押印は不要。(令和3年1月1日施行)

所有者、管理者について
所有者又は管理者が法人の場合は、「ロ」は法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」は法人の住所を記入する。
「管理者」が「所有者」と同一人物の場合は、2欄に「所有者に同じ」と記入する。

用途について
本書「§2定期報告対象建築物と特定建築設備等及び昇降機等」にある用途の中から選択する。
調査対象となる用途が複合用途の場合は、延べ面積の大きな用途から順に記入する。

指摘の内容について
第二面の6欄において「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れたときは、「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入
れ、それ以外のときは、「指摘なし」に「レ」マークを入れる。また、第二面の6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」に
「レ」マークを入れたものにおいて、「既存不適格」の場合は「既存不適格」に「レ」マークを入れる。

指摘の概要について
指摘された事項のうち特に報告すべき事項があれば記入する。

返却先	住所	〒〇〇〇-〇〇〇 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号	※受取(発送)欄
	法人名・氏名	(株)静岡一級建築士設計事務所 清水 一郎	
	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
返却方法 (いずれかに○印)	<input checked="" type="radio"/> 窓口受取 • <input type="radio"/> 郵送 (※郵送希望の場合は、返信用封筒(返却先を記載し、必要な切手を貼付したもの)を提出してください。)		
※受付欄	※特記欄	※整理番号欄	
年 月 日			
第 号			
係員氏名			

副本の返却先・返却方法について記入してください。
副本の返却方法として郵送希望の場合は、定期報告書を提出する際に、返信用封筒(返却先を記載し、必要な切手を貼付したもの)を添付していただきますよう、ご協力をお願いします。

※印のある欄は記入しないでください。

この書類は建築物ごとに作成する。

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 6 階 地下 1 階
【ロ. 建築面積】 900 m²
【ハ. 延べ面積】 3,525 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和50年 12月 1日 第 5678 号
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和51年 9月 1日 第 100 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和3年 9月 8日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (令和2年 9月 3日報告) 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
防火設備検査員 第 〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミズ イチロウ
【ハ. 氏名】 清水 一郎
【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(その他の検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 〇〇〇〇 号
防火設備検査員 第 〇〇〇〇 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミズ シロウ
【ハ. 氏名】 清水 二郎
【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (静岡県) 知事登録第 〇〇〇〇 号
【ホ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ヘ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ト. 電話番号】 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】
 区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
 全館避難安全検証法 その他 ()
【ロ. 防火設備】 防火扉 (7 枚) 防火シャッター (枚)
 耐火クロススクリーン (枚) ドレンチャー (台)
 その他 (台)

【6. 防火設備の検査の状況】

【イ. 指摘の内容】 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし
【ロ. 指摘の概要】
金物の固定ビスが緩み、扉がぐらついて閉鎖しない。
防火扉について電源回路の故障で予備電源に切り替わらない
【ハ. 改善予定の有無】 有 (令和3年 12月に改善予定) 無

【7. 防火設備の不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 改善の状況】 実施済 改善予定 (年 月に改善予定) 予定なし

【8. 備考】

前回の定期報告時の防火設備の枚数
防火扉 (枚)、防火シャッター (枚)
耐火クロススクリーン (枚)、ドレンチャー (台)

確認済証交付年月日等について

検査日について

「イ」は、検査が終了した日を記入する。
「ロ」で、前回の検査を実施していない場合は、「未実施」に「レ」マークを入れる。
「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しがある場合、「有」に「レ」マークを入れる。

検査者について

4欄は、代表となる検査者並びに検査に係るすべての検査者について記入する。
その他の検査者が複数いる場合は、欄を追加する。
当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄を削除して構わない。

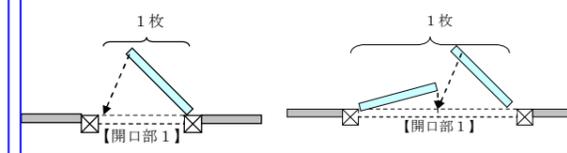
資格について

両方の資格に該当する場合は、両方を記入する。
1級建築士は大臣免許、2級建築士は県知事免許であるため、記載に注意する。

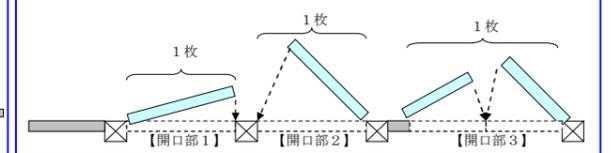
枚数の考え方について

防火扉等の枚数の考え方を下図のように、開口部1つに対して、区画する設備数を1枚として考える。

【1枚と数える場合】



【2枚以上と数える場合】※この図の場合は合計3枚



防火設備の概要について

区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法が適用の場合は「レ」マークを入れる。
随時作動式の防火設備の種類に応じて「レ」マークを入れる。全数を記入し検査を実施する。
法第68条の25第1項の規定による国土交通大臣の認定を受けた随時作動式の防火設備等も定期検査の対象となる。

指摘の内容について

6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」に「レ」マークを入れる。

指摘の概要について

6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れたとき(「既存不適格」に「レ」を入れたときを除く。)は、「ロ」に指摘の概要を記入する。

改善予定の有無について

6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」に「レ」マークを入れ(「既存不適格」に「レ」を入れたときを除く。)、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」に「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入する。改善予定がないときは「ハ」の「無」に「レ」マークを入れる。

不具合の発生状況について

前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不動作等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの(以下、「不具合」という。)について、7欄「イ」の「有」に「レ」マークを入れた場合、当該不具合について記録が有るときは「ロ」の「有」に「レ」マークを入れ、記録が無いときは「ロ」の「無」に「レ」マークを入れる。また、当該不具合の改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定がない場合には「ハ」の「実施済」に「レ」マークを入れ、改善を行う予定があるものがある場合には、「ハ」の「改善予定」に「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には、「ハ」の「予定なし」に「レ」マークを入れる。

特に報告すべき事項について

前回の防火設備報告で【5. 防火設備の概要】の【ロ. 防火設備】で記載した防火設備の枚数を記入する。

防火設備に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等

防火設備に係る不具合の状況について

前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入する。

- ※不具合の考え方 ①機器の故障、異常動作、劣化損傷等に起因するもの。
②設備が本来満たすべき機能に重大な支障を及ぼすもの。

- 「不具合等を把握した年月」欄：当該不具合等を把握した年月を記入する。
「不具合等の概要」欄：当該不具合等の概要を記入する。
「考えられる原因」欄：当該不具合等が生じた原因として考えられるものを記入する。
「改善(予定)年月」欄：既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」マークを記入する。
「改善措置の概要等」欄：既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入する。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入すること。

※○前回検査時以降に不具合を把握した場合

- 今回検査前に改善済の場合 → 第三面に記載する。
- 今回検査前に未改善の場合
 - ・不具合の項目が告示723号に定める検査項目の場合 → 今回の検査結果に反映する。
 - ・不具合の項目が告示723号に定める検査項目以外の場合 → 第三面に記入する。
- 前回検査時以降に不具合を把握していない場合は → 第三面を省略することができる。

※各設備に対する記載例を「参考資料－1」(付122)に記載する。

(注意)

1. 各面共通関係

- ① ※印のある欄は記入しないでください。
- ② 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
- ③ 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添えてください。

2. 第一面関係

- ① 検査者が2人以上のときは、代表となる検査者を検査者氏名欄に記入してください。
- ② 1欄及び2欄は、所有者又は管理者が法人のときは、「ロ」はそれぞれ法人の名称及び代表者氏名を、「ニ」はそれぞれ法人の所在地を記入してください。
- ③ 第二面の6欄の「イ」において「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れた場合においては、4欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第二面の6欄の「イ」において、「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れたときは、併せて4欄の「イ」の「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

3. 第二面関係

- ① この書類は、建築物ごとに、防火設備の概要及び当該防火設備の構造方法に係る検査結果について作成してください。
- ② 2欄の「イ」及び「ロ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の確認について、「ハ」及び「ニ」は、検査対象の防火設備を有する建築物に関する直前の完了検査について、それぞれ記入してください。
- ③ 2欄の「ロ」及び「ニ」は、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れ、「指定確認検査機関」の場合には、併せてその名称を記入してください。
- ④ 3欄の「イ」は、検査が終了した年月日を記入し、「ロ」は、検査対象の防火設備に関する直前の報告について記入して下さい。
- ⑤ 3欄の「ロ」は、報告の対象となっていない場合には「未実施」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑥ 3欄の「ハ」は、前回の定期検査の結果を記録した書類の写しの保存の有無について記入してください。
- ⑦ 4欄は、代表となる検査者並びに検査に係る防火設備に係る全ての検査者について記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- ⑧ 4欄の「イ」は、検査者の有する資格について記入してください。検査者が防火設備検査員である場合は、防火設備検査員資格者証の交付番号を「防火設備検査員」の番号欄に記入してください。
- ⑨ 4欄の「ニ」は、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、勤務先が建築士事務所の場合は、事務所登録番号を併せて記入してください。
- ⑩ 4欄の「ホ」から「ト」までは、検査者が法人に勤務している場合は、検査者の勤務先について記入し、検査者が法人に勤務していない場合は検査者の住所について記入してください。
- ⑪ 5欄の「イ」は、建築基準法施行令第128条の6第3項に規定する区画避難安全検証法により区画避難安全性能が検証された建築物のときは「区画避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条第3項に規定する階避難安全検証法により階避難安全性能が検証された建築物のときは「階避難安全検証法」のチェックボックスに、同令第129条の2第4項に規定する全館避難安全検証法により全館避難安全性能が検証された建築物のときは「全館避難安全検証法」のチェックボックスに、それぞれ「レ」マークを入れ、「区画避難安全検証法」の場合は区画避難安全性能を検証した階を、「階避難安全検証法」の場合は階避難安全性能を検証した階を、併せて記入してください。建築基準法第38条（同法第66条、第67条の2及び第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特殊構造方法等認定、同法第68条の25第1項の規定による構造方法等の認定又は建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法第38条の規定による認定を受けている建築物のうち、当該適用について特に報告が必要なものについては「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、その概要を記入してください。
- ⑫ 5欄の「ロ」は、検査対象の防火設備について、チェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、防火扉、防火シャッター、耐火クロススクリーンについては、個々の扉又はカーテン部ごとにその枚数を計上し、その合計を記入してください。ドレンチャーターについては、散水ヘッドの合計の個数を記入してください。「その他」の場合は具体的な内容と台数を記入してください。
- ⑬ 6欄の「イ」は、検査結果において、是正が必要と認められるときは「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該指摘された箇所の全てに建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは併せて「既存不適格」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑭ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れたとき（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）は、「ロ」に指摘の概要を記入してください。指摘の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ⑮ 6欄の「イ」の「要是正の指摘あり」のチェックボックスに「レ」マークを入れ（「既存不適格」のチェックボックスに「レ」を入れたときを除く。）、当該指摘を受けた項目について改善予定があるときは「ハ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入してください。改善予定がないときは「ハ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。

- ⑯ ⑮ 前回検査時以降に把握した火災時の防火設備不作動等機器の故障、異常動作、損傷、腐食その他の劣化に起因するもの（以下「不具合」という。）について第三面の「不具合の概要」欄に記入したときは、7欄の「イ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、当該不具合について記録があるときは7欄の「ロ」の「有」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、記録が無いときは7欄の「ロ」の「無」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。また、第三面に記入された不具合のうち当該不具合を受けた改善を既に実施しているものがあり、かつ、改善を行う予定があるものがない場合には7欄の「ハ」の「実施済」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、第三面に記入された不具合のうち改善を行う予定があるものがある場合には7欄の「改善予定」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、併せて改善予定年月を記入し、改善の予定がない場合には7欄の「予定なし」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
- ⑰ 各欄に掲げられている項目以外で特に報告すべき事項は、8欄又は別紙に記載して添えてください。

4. 第三面関係

- ① 第三面は、前回検査時以降に把握した防火設備に係る不具合のうち第二面の6欄において指摘されるもの以外のものについて、把握できる範囲において記入してください。前回検査時以降不具合を把握していない場合は、第三面を省略することができます。
- ② 「不具合を把握した年月」欄は、当該不具合を把握した年月を記入してください。
- ③ 「不具合の概要」欄は、当該不具合の箇所を特定した上で、当該不具合の具体的内容を記入してください。不具合の概要を記入する場合にあっては、当該防火設備が設置されている区画の概要を明記してください。
- ④ 「考えられる原因」欄は、当該不具合が生じた原因として主として考えられるものを記入してください。ただし、当該不具合が生じた原因が不明な場合は「不明」と記入してください。
- ⑤ 「改善（予定）年月」欄は、既に改善を実施している場合には実施年月を、改善を行う予定がある場合には改善予定年月を記入し、改善を行う予定がない場合には「－」を記入してください。
- ⑥ 「改善措置の概要等」欄は、既に改善を実施している場合又は改善を行う予定がある場合に、具体的措置の概要を記入してください。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入してください。

検査結果表
(防火扉)

この書類は建築物ごとに作成する。

当該検査に関与した検査者	氏名	検査者番号	
	代表となる検査者	清水 一郎	1
	その他の検査者	清水 三郎	2

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号
			指摘なし	要是正	
(1)	防火扉	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○	1
(2)		扉、枠及び金物	扉の取付けの状況	○	1
(3)			扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	○	1
(4)		危害防止装置	作動の状況	○	1
(5)	連動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○	1
(6)			感知の状況	○	2
(7)		温度ヒューズ装置	設置の状況	○	1
(8)		連動制御器	スイッチ類及び表示灯の状況	○	2
(9)			結線接続の状況	○	1
(10)			接地の状況	○	1
(11)			予備電源への切り替えの状況	○	1
(12)	連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○	1	
(13)		容量の状況	○	1	
(14)	自動閉鎖装置	設置の状況	○	1	
(15)		再ロック防止機構の作動の状況	○	1	
(16)	総合的な作動の状況		防火扉の閉鎖の状況	○	1
(17)			防火区画の形成の状況	○	1

上記以外の検査項目

番号	検査項目	検査結果	担当検査者番号

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(4)	危害防止装置	危害防止装置を有していない	危害防止装置のある防火扉への取替え	(R3.12月)
(11)	予備電源への切り替えの状況	電源切替回路の故障で、予備電源に切り替わらない	切替回路の復旧	(R3.12月)

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火扉の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第二号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表(H28.6.1~)について
記入欄が不足する場合は、枠を拡大又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付する。

当該検査に関与した検査者について
「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該建築物の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構わない。

検査結果について
「検査結果」欄は、H28国交省告示第723号 別表の(イ)欄に掲げる検査項目ごとに(ロ)欄に掲げる検査事項について(ハ)欄に掲げる検査方法で検査を行い(ニ)欄の判定基準により判定結果を記入する。検査方法及び判定基準の詳細は、『防火設備定期検査業務基準』の基準を参考とする。

既存不適格項目について
「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入する。
既存不適格項目については、『できるだけ早く改善することが望ましい』、あるいは『他の改修工事とあわせて改善することが望ましい』等のアドバイスを行うことが重要。

防火扉の危害防止装置の作動について
扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、テンションゲージやプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。必要に応じて閉鎖する力をテンションゲージ等により測定する。『防火設備定期検査業務基準』には、防火扉の高さと幅により、運動エネルギーと閉じ力を簡便に判定する一覧表があるので参考としてもよい。

感知装置の感知状況について
(16)又は(17)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加熱試験器、加熱試験器等により感知状況を確認する。なお、「(16)、(17)総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本検査項目の内容を(16)、(17)で確認する。『防火設備定期検査業務基準』に示す時間以内で作動することを確認する。

スイッチ類及び表示灯の状況について
スイッチ類の操作及び感知器、自動閉鎖装置の作動状況を正常に表示することを確認する。スイッチ類及び表示灯の確認は「(6)煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の感知の状況」など他の検査項目を実施しながら確認する。

再ロック防止機構の作動の状況について
閉鎖した防火扉を、連動制御器による復旧操作をしない状態で閉鎖前の位置に戻すことにより、作動の状況を確認する。

防火扉の閉鎖の状況について
煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火扉(17)の点検が行われるものを除く。)の作動状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火扉について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。

防火区画の形成の状況について
建築基準法施行令第112条第11~13項の規定による区画を設けなければならない場合にあっては、当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。

【配置図・各階平面図について】
配置図及び各階平面図をA3版の別添1様式に従い、この検査結果表に添付すること。
①A3版で作成すること。
②指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置、抽出調査を行った箇所を明記(朱書き)すること。
③指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)については、指摘の具体的な内容等を見やすいように明記(朱書き)すること。
※なお、配置図・各階平面図は、指摘がない場合であっても作成・添付しなければならない。
【写真について】
要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)について、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2様式に従い、この検査結果表に添付すること。
※なお、写真は、「要是正」の項目がない場合は、省略しても構わないが、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても特記すべき事項があれば、必要に応じて作成すること。

検査結果表
(防火シャッター) この書類は建築物ごとに作成する。

当該検査に 関した 検査者	代表となる検査者	氏名 清水 一郎	検査者番号 1
	その他の検査者	清水 二郎	2

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当 検査者 番号
			指摘 なし	要是正	既 存 不 適 格	
(1)	防火シャッター	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況	○		1
(2)		駆動装置	軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び閉閉機の取付けの状況※	○		1
(3)			スプロケットの設置の状況※	○		1
(4)		駆動装置	軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況※	○		2
(5)			ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況	○		1
(6)		カーテン部	スラット及び座板の劣化等の状況	○		1
(7)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○	○	1
(8)			ケース	劣化及び損傷の状況	○	
(9)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況	○		1
(10)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	○		1
(11)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○		1
(12)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	○		1
(13)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	○		1
(14)			作動の状況	○		1
(15)	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器		設置位置	○		1
(16)			感知の状況	○		1
(17)	温度ヒューズ装置	設置の状況	○		1	
(18)		スイッチ類及び表示灯の状況	○		2	
(19)	連動機構	結線接続の状況	○		1	
(20)		接地の状況	○		1	
(21)		予備電源への切り替えの状況	○		1	
(22)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○		1
(23)			容量の状況	○		1
(24)			設置の状況	○		1
(25)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		1
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況	○		1	
(27)		防火区画の形成の状況	○		1	

上記以外の検査項目

--	--	--	--	--	--

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(7)	吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	吊り元の固定ボルトに緩みがある	吊り元の固定ボルトを締結させる	(20.12月)

- (注意)
- この書類は、建築物ごとに作成してください。
 - 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - 「当該検査に關した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
 - 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
 - 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
 - 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
 - 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
 - 「担当検査者番号」欄は、「検査に關した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
 - ※欄は、日常的に開閉するものについてのみ記入してください。
 - 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
 - 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
 - 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、防火シャッターの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第三号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
 - 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表 (H28.6.1~) について
記入欄が不足する場合は、枠を拡大又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付する。

当該検査に關した検査者について
「当該調査に關した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。
当該建築物の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構わない。

検査結果について
「検査結果」欄は、H28国交省告示第723号 別表の(イ)欄に掲げる検査項目ごとに(ロ)欄に掲げる検査事項について(ハ)欄に掲げる検査方法で検査を行い(ニ)欄の判定基準により判定結果を記入する。
検査方法及び判定基準の詳細は、『防火設備定期検査業務基準』の基準を参考とする。

既存不適格項目について
「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入する。
既存不適格項目については、『できるだけ早く改善することが望ましい』、あるいは『他の改修工事とあわせて改善することが望ましい』等のアドバイスを行うことが重要。

ローラチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況について
ローラチェーンのたるみについては、ローラチェーンの振幅で判断し、目安としてスプロケット軸間距離の4%を超えると要是正と判断する。

防火シャッターの危害防止装置の作動について
防火シャッターの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、シャッターカーテンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により防火シャッターの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、防火シャッターが震降下することを確認する。
『防火設備定期検査業務基準』には、運動エネルギーの簡易確認方法があるので参考としてもよい。

煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の感知の状況について
(26)又は(27)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知状況を確認する。
なお、「(26)」、「(27) 総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本検査項目の内容を(26)、「(27)」で確認する。
『防火設備定期検査業務基準』に示す時間以内で作動することを確認する。

スイッチ類及び表示灯の状況について
スイッチ類の操作及び感知器、自動閉鎖装置の作動状況を正常に表示することを確認する。
スイッチ類及び表示灯の確認は「(16) 煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の状況」など他の検査項目を実施しながら確認する。

防火シャッターの閉鎖の状況について
煙感知器、熱煙複合式感知器若しくは熱感知器を作動させ、又は温度ヒューズを外し、全ての防火シャッター(27)の点検が行われるものを除く。)の作動状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の防火シャッターについて、予備電源に切り替えられた状態で作動の状況を確認する。

防火区画の形成の状況について
建築基準法施行令第112条第11~13項の規定による区画を設けなければならない場合にあっては、当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火シャッターの作動状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。

配置図・各階平面図について
配置図及び各階平面図をA3版の別添1様式に従い、この検査結果表に添付すること。
①A3版で作成すること。
②指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置、抽出調査を行った箇所を明記(朱書き)すること。
③指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)については、指摘の具体的な内容等を見やすいように明記(朱書き)すること。
※なお、配置図・各階平面図は、指摘がない場合であっても作成・添付しなければならない。
【写真について】
要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)について、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2様式に従い、この検査結果表に添付すること。
※なお、写真は、「要是正」の項目がない場合は、省略しても構わないが、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても特記すべき事項があれば、必要に応じて作成すること。

検査結果表
(耐火クロススクリーン)

この書類は建築物ごとに作成する。

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	氏名 清水 一郎	検査者番号 1
	その他の検査者	清水 三郎	2

番号	検査項目	検査事項	検査結果		担当検査者番号	
			指摘なし	要是正		
(1)	耐火クロススクリーン	設置場所の周囲状況	○		1	
(2)		駆動装置	○		1	
(3)		カーテン部	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況		○	1
(4)			吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況	○		1
(5)		ケース	劣化及び損傷の状況	○		1
(6)		まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況		○	1
(7)		危害防止装置	危害防止用連動中継器の配線の状況	○		1
(8)			危害防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○		2
(9)			危害防止装置用予備電源の容量の状況	○		1
(10)			座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況	○		1
(11)			作動の状況	○		1
(12)		煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	設置位置	○		1
(13)			感知の状況	○		1
(14)		連動機構	スイッチ類及び表示灯の状況	○		1
(15)			結線接続の状況	○		1
(16)			接地の状況	○		2
(17)			予備電源への切り替えの状況	○		1
(18)			連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○	
(19)			容量の状況	○		1
(20)		自動閉鎖装置	設置の状況	○		1
(21)		手動閉鎖装置	設置の状況	○		1
(22)		総合的な作動の状況	耐火クロススクリーンの閉鎖の状況	○		1
(23)			防火区画の形成の状況	○		1

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(3)	耐火クロス及び座板の劣化及び損傷の状況	耐火クロスに亀裂が見られる	亀裂の修繕	(03.12月)
(6)	まぐさ及びガイドレール	遮煙材がまぐさの一部から垂れ下がっている	まぐさの修繕	(03.12月)

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、耐火クロススクリーンの設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第四号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表(H28.6.1~)について

記入欄が不足する場合は、枠を拡大又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付する。

当該検査に関与した検査者について

「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該建築物の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構わない。

検査結果について

「検査結果」欄は、H28国交省告示第723号 別表の(イ)欄に掲げる検査項目ごとに(ロ)欄に掲げる検査事項について(ハ)欄に掲げる検査方法で検査を行い(ニ)欄の判定基準により判定結果を記入する。検査方法及び判定基準の詳細は、『防火設備定期検査業務基準』の基準を参考とする。

既存不適格項目について

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入する。

既存不適格項目については、『できるだけ早く改善することが望ましい』、あるいは『他の改修工事とあわせて改善することが望ましい』等のアドバイスをを行うことが重要。

ローラチェーンの劣化及び損傷の状況について

ローラチェーンのたるみについては、ローラチェーンの振れ幅で判断し、目安としてスプロケット軸間距離の4%を超えると要是正と判断する。

座板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況について

座板感知部を作動させ耐火クロススクリーンの降下が停止することを確認する。座板感知部を作動の状況の確認は「(11)作動の状況」の検査の中で行い座板が床上1,500mmの位置で座板感知部を作動させ耐火クロススクリーンが停止するかを検査する。

耐火クロススクリーンの危害防止装置の作動について

※『防火設備定期検査業務基準』には、運動エネルギーの簡易確認方法があるので参考としてもよい。

【巻取り式】

耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、耐火クロススクリーンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、座板感知部の作動により耐火クロススクリーンの降下を停止させ、その停止距離を鋼製巻尺等により測定する。また、その作動を解除し、耐火クロススクリーンが再降下することを確認する。

【バランス式】

耐火クロススクリーンの閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、耐火クロススクリーンの質量により運動エネルギーを確認するとともに、プッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。

感知装置の感知状況について

(22)又は(23)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知状況を確認する。なお、「(22)、(23)総合的な作動の状況」で使用する感知器は、本検査項目の内容を(22)、(23)で確認する。『防火設備定期検査業務基準』に示す時間以内で作動することを確認する。

スイッチ類及び表示灯の状況について

スイッチ類の操作及び感知器、自動閉鎖装置の作動状況を正常に表示することを確認する。スイッチ類及び表示灯の確認は「(13)煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の感知の状況」など他の検査項目を実施しながら確認する。

耐火クロススクリーンの閉鎖の状況について

煙感知器、熱煙複合式感知器若又は熱感知器を作動させ、全ての耐火クロススクリーン((23)の点検が行われるものを除く。)の作動状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上の耐火クロススクリーンについて、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。

防火区画の形成の状況について

建築基準法施行令第112条第11~13項の規定による区画を設けなければならない場合にあっては、当該区画のうち一以上を対象として、煙感知器又は熱煙複合式感知器を作動させ、複数の防火扉の作動状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。

配置図・各階平面図について

配置図及び各階平面図をA3版の別添1様式に従い、この検査結果表に添付すること。

- A3版で作成すること。
- 指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置、抽出調査を行った箇所を明記(朱書き)すること。
- 指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)については、指摘の具体的な内容等を見やすいように明記(朱書き)すること。 ※なお、配置図・各階平面図は、指摘がない場合であっても作成・添付しなければならない。

【写真について】

要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)について、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2様式に従い、この検査結果表に添付すること。 ※なお、写真は、「要是正」の項目がない場合は、省略しても構わないが、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても特記すべき事項があれば、必要に応じて作成すること。

検査結果表
(ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備)

この書類は建築物ごとに作成する。

当該検査に関与した検査者	代表となる検査者	清水 一郎	検査者番号	1
	その他の検査者	清水 三郎		2

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号	
			指摘なし	要是正	既存不適格		
(1)	ドレンチャー等	設置場所の周囲状況	○			1	
(2)		散水ヘッド	散水ヘッドの設置の状況	○			1
(3)		開閉弁	開閉弁の状況	○			1
(4)		排水設備	排水の状況	○			1
(5)		水源	貯水槽の劣化及び損傷、水質並びに水量の状況	○			1
(6)			給水装置の状況	○			1
(7)		加圧送水装置	ポンプ制御盤のスイッチ類及び表示灯の状況	○			1
(8)			結線接続の状況	○			2
(9)			接地の状況	○			1
(10)			ポンプ及び電動機の状況	○			1
(11)			加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	○	○		1
(12)			加圧送水装置用予備電源の劣化及び損傷の状況	○			1
(13)			加圧送水装置用予備電源の容量の状況	○			1
(14)			圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況	○			1
(15)	運動機構	煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器	○			1	
(16)		感知の状況	○			2	
(17)		制御盤	スイッチ類及び表示灯の状況	○			1
(18)			結線接続の状況	○			1
(19)			接地の状況	○			1
(20)			予備電源への切り替えの状況	○			1
(21)		連動機構用予備電源	劣化及び損傷の状況	○			1
(22)			容量の状況	○			1
(23)		自動作動装置	設置の状況	○			1
(24)		手動作動装置	設置の状況	○			1
(25)	総合的な作動の状況	ドレンチャー等の作動の状況	○			1	
(26)		防火区画の形成の状況	○			1	

上記以外の検査項目

特記事項

番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月
(11)	加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況	一旦停止した加圧送水装置が自動的に再起動しない。	切替回路の復旧	(H28.12月)

(注意)

- この書類は、建築物ごとに作成してください。
- 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付してください。
- 「当該検査に関与した検査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構いません。
- 該当しない検査項目がある場合は、当該項目の「番号」欄から「担当検査者番号」欄までを取消線で抹消してください。
- 「検査結果」欄は、別表(イ)欄に掲げる各検査項目ごとに記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「要是正」欄は、別表(イ)欄に掲げる検査項目について同表(ロ)欄に掲げる検査事項のいずれかが同表(ニ)欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。
- 「検査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。
- 「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。
- 「担当検査者番号」欄は、「検査に関与した検査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該防火設備の検査を行った検査者が1人の場合は、記入しなくても構いません。
- 「上記以外の検査項目」欄は、第1ただし書の規定により特定行政庁が検査項目を追加したときに、当該検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。また、第1第2項の規定により同項に規定する図書等に検査の方法が記載されている場合に、当該図書等に記載されている検査項目を追加し、⑤から⑨に準じて検査結果等を記入してください。なお、これらの項目がない場合は、この欄を削除して構いません。
- 「特記事項」は、検査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合であっても特記すべき事項がある場合に、該当する検査項目の番号、検査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善(予定)年月」欄に当該年月を()書きで記入してください。
- 各階平面図を別添1の様式に従い添付し、ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記してください。なお、別添1の様式は別記第一号、別記第二号又は別記第三号の各々の別添1の様式に記載すべき事項を合わせて記載することとして構いません。
- 要是正とされた検査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2の様式に従い添付するとともに、撮影した写真の位置を別添1の様式に明記してください。

検査結果表 (H28.6.1～) について

記入欄が不足する場合は、枠を拡大又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添付する。

当該検査に関与した検査者について

「当該検査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36の8様式第二面4欄に記入した検査者について記入し、「検査者番号」欄に検査者を特定できる番号、記号等を記入する。当該建築物の検査を行った検査者が1人の場合は、その他の検査者欄は削除して構わない。

検査結果について

「検査結果」欄は、H28国交省告示第723号 別表の(イ)欄に掲げる検査項目ごとに(ロ)欄に掲げる検査事項について(ハ)欄に掲げる検査方法で検査を行い(ニ)欄の判定基準により判定結果を記入する。検査方法及び判定基準の詳細は、『防火設備定期検査業務基準』の基準を参考とする。

既存不適格項目について

「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入する。既存不適格項目については、『できるだけ早く改善することが望ましい』、あるいは『他の改修工事とあわせて改善することが望ましい』等のアドバイスを行うことが重要。

排水の状況について

※次に掲げる方法のいずれかによる。
イ.放水区域に放水することができる場合にあっては放水し排水の状況を目視により確認する。
ロ.放水区域に放水することができない場合にあっては放水せず配水口のつまり等を目視により確認する。

加圧送水装置用予備電源への切り替えの状況について

電気設備関係者の立会いのもとに実施し、加圧送水装置を起動し、性能試験配管を使用した定格負荷運転状態として常用電源から予備電源への切り替えを行う。

加圧送水装置用予備電源の容量の状況について

加圧送水装置を起動するための予備電源については、(11)の切り替え試験において、その容量及び運転が適正であるかを確認す

圧力計、呼水槽、起動用圧カスイッチ等の付属装置の状況について

【圧力計】
圧力計及び連成計の指示値については、取付け配管のコック等を閉止し、圧力計及び連成計を取り外す等で圧力を除去した時にゼロ点を示し、圧力を加えた時に適正な指示値を示すか確認する。
【呼水槽】
水量が規定量以上であること及び各装置について変形、損傷、著しい腐食等がないか、機能が正常かを確認する。
【起動用圧カスイッチ】
作動圧力値等の値が適正か確認する。

煙感知器、熱煙複合式感知器及び熱感知器の感知の状況について

(25)又は(26)の点検が行われるもの以外のものを対象として、加煙試験器、加熱試験器等により感知状況を確認する。『防火設備定期検査業務基準』に示す時間以内で作動することを確認する。

予備電源への切り替えの状況について

常用電源を遮断し、又は制御盤のスイッチ操作で常用電源を遮断することができる場合は、予備電源へ切り替える。切り替えた後に、電圧計又は電源監視用の表示灯などで容量が適正であるか確認する。

ドレンチャー等の作動の状況について

次のいずれかの方法により全てのドレンチャー等(26)の点検が行われるものを除く。)の作動状況を確認する。ただし、連動機構用予備電源ごとに、少なくとも一以上のドレンチャー等について、予備電源に切り替えた状態で作動の状況を確認する。
イ.放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法
ロ.放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法
※放水試験方法(参考)
散水ヘッドから放水しないように止水弁を閉止し、試験弁を開放し開閉弁からの流水を試験配管に流す配管経路を構成し他の場所へ放水する。

防火区画の形成の状況について

建築基準法施行令第112条第11～13項の規定による区画を設けなければならない場合にあっては、当該区画のうち一以上を対象として、次のいずれかの方法により複数のドレンチャー等の作動の状況及びその作動による防火区画の形成の状況を確認する。
イ.放水区域に放水することができる場合にあっては、煙感知器、熱煙複合式感知器又は熱感知器を作動させて行う方法
ロ.放水区域に放水することができない場合にあっては、放水試験による方法
※放水試験方法(参考)
散水ヘッドから放水しないように止水弁を閉止し、試験弁を開放し開閉弁からの流水を試験配管に流す配管経路を構成し他の場所へ放水する。

配置図・各階平面図について

配置図及び各階平面図をA3版の別添1様式に従い、この検査結果表に添付すること。
①A3版で作成すること。
②指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置、抽出調査を行った箇所を明記(朱書き)すること。
③指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)については、指摘の具体的な内容等を見やすいように明記(朱書き)すること。
※なお、配置図・各階平面図は、指摘がない場合であっても作成・添付しなければならない。
【写真について】
要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)について、要是正とされた部分を撮影した写真を別添2様式に従い、この検査結果表に添付すること。
※なお、写真は、「要是正」の項目がない場合は、省略しても構わないが、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても特記すべき事項があれば、必要に応じて作成すること。

検査結果図

この書類は、

- ①A3版で作成すること。
- ②配置図及び各階平面図を添付し、指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)や撮影した写真の位置、抽出調査を行った箇所を明記(朱書き)すること。
- ③指摘のあった箇所(特記すべき事項を含む)については、指摘の具体的な内容等を見やすいように明記(朱書き)すること。

※ 配置図に各建築物の新築・増築時の状況(確認済証交付年月日・交付番号、検査済証交付年月日・交付番号)を記載すること。

注) 各階平面図を添付し、検査の対象となる防火設備の設置されている箇所及び指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所を明記すること。

関係写真

部位	番号	検査項目	検査結果
		(11)	防火扉の連動機構予備電源
写真貼付		特記事項	
		電源切替回路の故障で、予備電源に切り替わらない	

部位	番号	検査項目	検査結果
写真貼付		特記事項	

- (注意)
- ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 - ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。
 - ③ 「部位」欄の「番号」、「検査項目」は、それぞれ別記様式の番号、検査項目に対応したものを記入してください。
 - ④ 「検査結果」欄は、検査の結果、要是正の指摘があった場合は「要是正」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、それ以外の場合で特記すべき事項がある場合は「その他」のチェックボックスに「レ」マークを入れてください。
 - ⑤ 写真は、当該部位の外観の状況が確認できるように撮影したものを添付してください。

第三十六号の九様式（第六条、第六条の三、第十一条の四関係）（A 4）

定期検査報告概要書
（防火設備）

（第一面）

【1. 所有者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル カイチョウ シズオカ ソウイチロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 会長 静岡 総一郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【2. 管理者】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブ〇〇ホテル ダイヒョウトリシマリヤク シズオカ タロウ
【ロ. 氏名】 (株)〇〇ホテル 代表取締役 静岡 太郎
【ハ. 郵便番号】 〇〇〇-〇〇〇
【ニ. 住所】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号

【3. 報告対象建築物】

【イ. 所在地】 静岡市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号
【ロ. 名称のフリガナ】 カブ〇〇ホテル
【ハ. 名称】 (株)〇〇ホテル
【ニ. 用途】 ホテル

【4. 検査による指摘の概要】

要是正の指摘あり（既存不適格） 指摘なし
金物の固定ビスが緩み、扉がぐらついて閉鎖しない。
防火扉について電源回路の故障で予備電源に切り替わらない

【5. 不具合の発生状況】

【イ. 不具合】 有 無
【ロ. 不具合記録】 有 無
【ハ. 不具合の概要】
【ニ. 改善の状況】 実施済 改善予定（ 年 月に改善予定）
予定なし（理由：)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】

【イ. 階数】 地上 6 階 地下 1 階
【ロ. 建築面積】 900 m²
【ハ. 延べ面積】 3,525 m²

【2. 確認済証交付年月日等】

【イ. 確認済証交付年月日】 昭和50年 12月 1日 第 5678 号
【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和51年 9月 1日 第 100 号
【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】

【イ. 今回の検査】 令和3年 9月 8日実施
【ロ. 前回の検査】 実施 (令和2年 9月 3日報告) 未実施
【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】

(代表となる検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○ 号
防火設備検査員 第 ○○○○ 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス イチロウ

【ハ. 氏名】 清水 一郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 ○○○○ 号

【ホ. 郵便番号】 ○○○-○○○

【ヘ. 所在地】 静岡市○○区○○町○○番○○号

【ト. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

(その他の検査者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○ 号
防火設備検査員 第 ○○○○ 号

【ロ. 氏名のフリガナ】 シミス シロウ

【ハ. 氏名】 清水 二郎

【ニ. 勤務先】 (株)静岡一級建築士設計事務所 (1級) 建築士事務所 (静岡県) 知事登録第 ○○○○ 号

【ホ. 郵便番号】 ○○○-○○○

【ヘ. 所在地】 静岡市○○区○○町○○番○○号

【ト. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

【5. 防火設備の概要】

【イ. 避難安全検証法等の適用】

区画避難安全検証法 (階) 階避難安全検証法 (階)
全館避難安全検証法 その他 ()

【ロ. 防火設備】 防火扉 (7 枚) 防火シャッター (枚)
耐火クロススクリーン (枚) ドレンチャー (台)
その他 (台)

【6. 備考】

前回の定期報告時の防火設備の枚数

防火扉 (枚)、防火シャッター (枚)

耐火クロススクリーン (枚)、ドレンチャー (台)

(注意)

この様式には、第三十六号の八様式に記入した内容と同一の内容を記入してください。第二面は、同様式第二面において指摘があつた防火設備についてのみ作成し、第一面に添えてください。

第36号の6様式の定期検査報告書（建築設備（昇降機を除く。））及び第36号の8様式の定期検査報告書（防火設備）の第3面に記載する建築設備、防火設備に係る不具合の状況の記載方法は、次のとおりとする。

1 基本的考え方

換気設備、排煙設備、非常用の照明装置、防火設備に関する不具合の状況は、次の点に留意して記載する。

- 1) 機器の故障、異常動作、劣化損傷等に起因するもの。
- 2) 設備が本来満たすべき機能に重大な支障を及ぼすもの。

2 各設備の記載例

【1.換気設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
○年○月○日	必要換気量が不足している	空気調和機部分のダンパーの閉めすぎ	○年○月○日	必要換気量に調整
○年○月○日	空気調和機のファンが作動しない	空気調和機内部の駆動用Vベルトの破損	○年○月○日	駆動用Vベルトの交換
○年○月○日	必要換気量が不足している	電気系統の不具合(インバーター回路)	○年○月○日	制御回路の点検
○年○月○日	厨房排気ファンの風量が出ない	天蓋ダクト内の温度ヒューズ溶断	○年○月○日	規定の温度ヒューズ(120℃)に交換

【2.排煙設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
○年○月○日	電動機は起動するが排煙機が運転できない	排煙機の駆動用Vベルトの破損	○年○月○日	駆動用Vベルトの交換
○年○月○日	直結エンジンが起動しない	直結エンジンのバッテリー充電不良	○年○月○日	バッテリーの充電又はバッテリーの交換
○年○月○日	排煙口が開放しない	排煙口のパッキン劣化による固着	○年○月○日	パッキンの交換
○年○月○日	排煙口の規定風量不足	他の排煙口からの空気の漏洩	○年○月○日	排煙口のパッキンの交換

【3.非常用の照明装置】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
○年○月○日	点検スイッチを切替えても点灯しない	蓄電池の経年劣化	○年○月○日	蓄電池の交換
○年○月○日	非常照明器具の電源を遮断しても切替わらない	電源回路にスイッチ(自動点滅・タイムスイッチ)が取付けられていた	○年○月○日	非常用照明器具のスイッチ回路を切替える
○年○月○日	点検スイッチを切替えても点灯しない	規定の電圧の管球及び球切れ	○年○月○日	器具の規定電圧に合った管球に交換する
○年○月○日	非常照明器具の分電盤にて不足電圧継電器を切替えても点灯しない	ランプ切れ	○年○月○日	規定のランプに交換

【4.防火設備】

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
○年○月○日	電源切替回路の故障で、予備電源に切り替わらない	回路の故障	○年○月○日	切替回路の復旧
○年○月○日	吊り元の固定ボルトに緩みがある	経年劣化による緩み	○年○月○日	吊り元の固定ボルトを締結させる

換気設備、排煙設備、非常用の照明装置及び防火設備の検査項目のうち「著しい腐食」について判定を定めている物は、以下の機器・装置等である。これらの機器・装置等の「著しい腐食」の判定を行う場合は、表の「著しい腐食に関する判定基準」を参考として判定する。

検査項目		著しい腐食に関する判定基準
1) 外気取り入れガラリ及び排気ガラリ 2) 給気口、還気口及び排気口 3) 排気筒、排気フード及び煙突 4) 防火ダンパー 5) 排煙口 6) 排煙口及び給気口	取付の状況	①外気取入ガラリ、給気口その他同様な取付け状況にあるものが、腐食により緩みが発生している。また腐食の進行により穴が開き、雨の浸入が認められる場合等は「要是正」と判定する。 ②排気筒及び煙突等に腐食による穴が開き、廃ガスが漏れているなどの場合は「要是正」と判定する。 ③防火ダンパー吊り金物が腐食により、支持金物として使用できないような場合は「要是正」と判定する。
1) 給気機及び排気機 2) 空気調和機 3) 排煙機 4) 給気送風機 5) 自家用発電装置 6) 直結エンジン 7) 雑用水タンク、ポンプ等 8) 防火設備の温度ヒューズ 9) 防火設備の自動閉鎖装置 10) 防火設備の手動閉鎖装置	設置の状況	①アンカーボルトの錆による腐食がボルト径の10%以上進行している場合は「要是正」と判定する。 ②架台、金物等の錆による腐食が初期の板厚の10%以上進行している場合は、「要是正」と判定する。
1) 空気調和設備配管 2) 防火ダンパー 3) 排煙風道 4) 給気風道 5) 防火設備	劣化及び損傷の状況	①配管及び支持金物の金属表面が腐食によりポロボロとなっているなどの場合は「要是正」と判定する。 ②防火ダンパー本体やダンパーの金属表面が腐食によりポロボロとなっているなどの場合は「要是正」と判定する。 ③風道(ダクト)に腐食による穴が開き、空気の漏れが認められる場合は「要是正」と判定する。 ④防火設備が腐食によりポロボロとなっているなどの場合は「要是正」と判定する
1) 接地線	接続の状況	①接地線の金属表面が腐食によりポロボロとなっているなど、電氣的な影響が発生している場合は「要是正」と判定する。